

第 1 編 総則・災害予防対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

河内長野市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、市域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等に関し、市及び関係機関（市域に係る公共的団体をいう）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって災害から市民の生命・財産・生活を守るとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の概要

第1 計画の構成と内容

この計画は、総則・災害予防対策編、地震災害応急・復旧・復興対策編、風水害等応急・復旧・復興対策編、東南海・南海地震防災対策推進計画編及び資料編（別冊）から構成されている。各編で対応する内容は、次のとおりとする。

総則・災害予防対策編	計画の目的を明らかにし、市及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。また、災害の未然防止対策、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策・復旧対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
地震災害応急・復旧・復興対策編	大規模な地震災害に対応するため、災害を想定しての防ぎょ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助等の措置について基本的な計画を定める。また、東海地震の警戒宣言に伴う対応について定める。
風水害等応急・復旧・復興対策編	風水害、土砂災害及びその他の災害に対応するため、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合の防ぎょ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助等の措置について基本的な計画を定める。
東南海・南海地震防災対策推進計画編	今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震について、本市は、地震発生時の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。このことから、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を策定し、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。
資料編（別冊）	各対策の実施に必要な法令・様式・資料等を収録する。

第2 他の計画及び諸法令に基づく計画との関係

1 河内長野市総合計画との関係

この計画は、市総合計画（長期的な「まちづくり」を計画的・総合的に進めるための指針）に基づく諸施策と密接な関連性を有するものである。本市では、平成18年度から27年度までを計画期間とする第4次総合計画を策定しており、これに基づいた実施計画により諸施策を展開している。防災面では、基本構想における5つのまちづくりの目標の一つに「安全安心都市」を位置づけるとともに、3つの重点施策の一つ「質的充実による居住環境の魅力向上」の中で「だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり」を位置づけている。また、基本計画における「第4章 安全安心都市」において、「1．危機管理」「3．消防・救急救助」「4．防災」「5．治山・治水」などに施策体系を位置づけている。

2 大阪府地域防災計画との関係

この計画は、府地域防災計画及び府水防計画との一貫性と整合性を有するものである。

3 諸法令等に基づく計画との関係

この計画は、消防法、高圧ガス取締法、建築基準法、気象業務法、災害救助法等各般の諸法令・規定に、相互に整合性が保たれているものである。

第3 計画の修正と習熟

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは市防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- 1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
- 2 市防災会議は、作成した防災計画修正（案）について災害対策基本法第42条第3項の規定により府知事と協議する。
- 3 市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 4 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとにその実現を図る。

* 条例1 河内長野市防災会議条例

第4 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

第3節 河内長野市の概況

第1 自然・社会的条件

1 地形・地質概要

本市域の地形は、中地形（中規模の地形）の単元で見ると、市域南部の和泉山地、和泉山地の前面に位置する一徳防山地、市域北部に広がる南河内丘陵・石川段丘、石川谷底平野に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示している。

(1) 和泉山地

本市域南端の和歌山県との境界に位置する標高700～900mの東西性の山地で、最高点は醤油谷西方の約920mである。山地の南側は急斜面を形成し、山頂部に小起伏面が認められる。岩湧山（897.2m）の北側にも急斜面が連続しており、一徳防山地との境界となっている。山地の地質は、和泉層群の礫岩・砂岩互層からなり、和泉層群の地質構造を反映した東西方向の谷や、山地を南北に流れる横谷（石川・天見川等）がみられる。

(2) 一徳防山地

主に領家花崗岩類と泉南酸性岩類からなる標高400～600mの山地である。和泉層群からなる和泉山地との境界は断層で接している。山頂部には小起伏面はみられず、全体として急斜面が多い。流谷・天見付近には土石流起源の山麓堆積地形が分布し、石見・天見・加賀田等の河川沿いに狭長な谷底平野がみられる。

(3) 南河内丘陵・石川段丘

本市域北部には、大阪層群からなる標高100～280mの丘陵地が分布し、半固結の砂礫層からなり、その多くが宅地造成地となっている。石川下流には河成段丘が広がり、標高150～180mの上位段丘、標高130～150mの中位段丘、標高90～130mの低位段丘に区分される。段丘を構成する砂礫層の厚さは約2m程度で、段丘の縁辺部に比高10～20mの段丘崖がみられる。市街地の大部分はこれらの段丘面上に立地している。

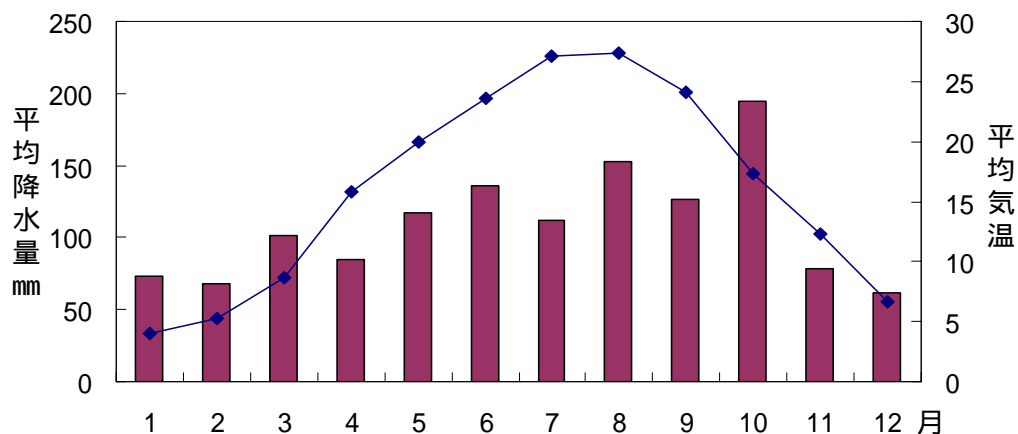
(4) 石川谷底平野

本市域北端の石川の氾濫原である。平野は扇状地性であり、全体に砂礫質の堆積物からなる。

2 気象

本市の気象は瀬戸内式気候に類似し比較的温暖である。過去5年間（平成13年～平成17年）の年平均気温は16.0、最高気温は36、最低気温は-4.0、年平均降水量は1,304.9mmである。各月の平均気温及び平均降水量を下図に示す。（観測地点：日野浄水場）

気温と降水量(平成13年～平成17年の平均)



3 土地利用の変遷

本市域では、明治末頃～昭和30年代までは鉄道・旧街道に沿って市街地が発達し、水害・土砂災害等の危険性の比較的小さい段丘面が利用されてきた。しかし、昭和40～50年にかけて、急激な都市化に伴って、上位段丘面や丘陵地に対する大規模宅地造成や谷底平野の宅地化が行われ、地震災害や風水害・土砂災害をうけやすいと考えられる地域が拡大している。これは、地震災害・風水害・土砂災害がより発生しやすくなりつつあることを示している。

第2 災害履歴

本市の地震災害、風水害及び土砂災害の履歴は、以下のとおりである。

1 地震災害の履歴

本市の地震災害による被害事例は、最近では南海道地震（昭和21年12月21日）及び吉野地震（昭和27年7月18日）によるものがある。

過去には府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年など）及び濃尾地震（1891年）などの地震が発生し、本市でも少なからず影響を受けたと推定される。

2 風水害の履歴

本市域の大雨（集中豪雨）についての原因は、台風に伴う大雨と梅雨末期の大雨、秋の前線による大雨の3種類である。

主な風水害の概要は次のとおりである。

(1) 室戸台風（昭和9年9月21日）

最低気圧954.4hPa、最大瞬間風速60m/sに達する大型台風が近畿地方を襲った。

(2) ジェーン台風（昭和25年9月3日）

ジェーン台風は9月3日午前8時45分室戸岬通過後、午後1時45分神戸付近に上陸し、舞鶴・若狭湾を通り、日本海沿岸部を北上した。

最大瞬間風速は44.7m/s、日雨量も64.7mmと室戸台風に比べると規模は小さいが、暴風雨の続いた時間は7時間にわたり、被害を大きくした。

(3) 台風第13号（昭和28年9月25日）

台風第13号は、紀伊半島南端の潮岬から紀伊半島東岸を北上し、伊勢湾から本州上を縦断し釧路沖に達するコースをとった。風速は弱かったが、降雨量が多かった。本市では、103mmの日雨量が観測されている。

(4) 第二室戸台風（昭和36年9月16日）

昭和9年の室戸台風にも劣らない規模の台風であり、進路もほとんど同じコースをたどった。

(5) 昭和42年7月9日の集中豪雨

台風第7号くずれの温帯低気圧が九州、瀬戸内海、近畿地方を通過し、梅雨前線の活動を活発化させたので、7月9日午前9時頃から西日本を中心に豪雨をもたらした。この低気圧が近畿地方に接近するのに伴い、府下でも夕方頃から降雨が一層強まり、午後5時45分に府下に対して大雨警報、洪水注意報が発表された。強雨域は午後10時まで近畿地方に停滞した。

(6) 台風第10号（昭和57年8月1～3日）

最低気圧985.5hPa、最大瞬間風速24.7m/s、雨量209mmの規模で、府下で死者8名、負傷者4名、全壊70棟、半壊・一部破損99棟等の被害をもたらした。

(7) 平成7年7月の集中豪雨

7月2日午後3時から7月7日午前5時の総雨量は262mmであり、7月4日午前8時に日野観測所で最大時間雨量59.5mm、滝畑の関屋橋で時間雨量67mmを記録した。本市の被害は、床上浸水15件、床下浸水48件であり、最大39人が2箇所に避難した。農林道路河川等の被害は1,000件以上に及んだ。この大雨被害では、梅雨前線が活発に活

動した7月3日午前10時20分に大雨・洪水警報が発表され、7月6日までに警報と注意報との切替えが3回繰り返された。7月4日午前8時に降雨のピークがあり、多くの被害通報がもたらされた。

(8) 台風第7号(平成10年9月22日)

中型で強い台風第7号は、9月22日午後1時には中心気圧960hPaに発達し、午後1時40分頃近畿地方のほぼ全域を暴風域に巻き込み、本市では、午後3時頃最大瞬間風速49.8m/sを記録した。雨量は台風の影響が出始めた9月21日から24日の4日間で、天見で199mmに達した。この台風により622件の公共施設や、農産物被害が101.6ha、倒木等による森林被害は271haに及び、600戸を超える住家が被災した。

3 土砂災害の履歴

土砂災害は、地すべり、崩壊(山くずれ、崖くずれ：一般には土砂くずれと表現されることも多い)及び土石流に大きく分類される。

本市は、土砂災害が発生しやすい山地・丘陵地がかなりの面積をしめるため、土砂災害による被害が過去にいくつか発生している。

昭和47年、57年及び平成7年に山地と丘陵地で崩壊及び土石流・洪水流の発生事例がある。市域の土砂災害は台風等がもたらす豪雨及び地震によって起こることが多いといえる。

* 資料2-1 災害履歴実態図

4 その他の災害の履歴

災害対策基本法に定める災害とは、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発その他及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。過去、本市においてこれらに該当する災害履歴としては、林野火災がある。また、過去に災害の記録はないが、近年の都市化に伴い危険物や鉄道事故等による災害が発生する可能性がある。

第4節 災害の想定

防災アセスメントの実施

災害を未然に防止し、その被害を軽減するための施策を事前に実施する必要性が高まっている。そのため、本市では防災アセスメントを実施し、地域の災害に対する危険性をあらかじめ科学的・総合的に把握した。

地区別防災カルテの作成

コミュニティ（住区）レベルでの災害の危険性を把握することは、よりきめ細かな対策を実施したり、地域住民の防災活動の活性化を促進する上で重要であるため、防災アセスメントの成果等を生かし、地区別の防災カルテを作成した。

防災ガイドマップの作成

市域における危険箇所等について周知を図るためにハザードマップを作成し、全戸配布した。

第1 想定災害

本市域における災害要因は、次のとおりである。

1 地震災害要因

本市域においては、次の地震が想定される。

- (1) 南海トラフにおける地震は、学者の間では100～200年の周期を持って発生することが推定されており、2050年頃までには再来が確実視されているため、一層の震災対策が望まれる。
- (2) 中央構造線における地震は、活断層による内陸型地震であり、学者の間では1000年以上の周期をもって発生するものと推定されているが、過去の活動が不明確であるため、近い将来に発生しないとはいえない。

この地震による被害は甚大なものになることが予想されるため、被害を最小限におさえるための予防対策、応急・復旧対策が望まれる。

2 水害要因

本市における水害の発生しやすい箇所を示す。

内水氾濫が生じやすい箇所

発生しやすい箇所	発生原因
低平な平野の凹所 旧河道、三角州、かつての沼沢や瀉湖	<ul style="list-style-type: none"> ・低平な地盤 ・本川の洪水時に本川への自然排水が不可能となる。
都市化の進んだ丘陵地・段丘内の沖積低地（谷底平野）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市化による流出率及び流出速度の増大 ・流出水の集中

外水氾濫が生じやすい箇所

発生しやすい箇所	発生現象	発生原因
河道の屈曲部 (凹岸部)	堤体の洗掘	・洪水流の水衝作用
本支川の合流点付近	破堤・越流	・本川水位上昇 ・本川水の逆流
河道幅の急減部 (狭さく部) 谷底低地、盆地および河川の局所的な未改修部	破堤・越流	・上流側の水位上昇 ・河川の局所的な未改修
堤防をつらぬく樋門樋管の設置箇所	破堤	漏水によるパイピング
橋りょう・堰等河道を横断する工作物の付近	破堤・越流	・橋脚上流部での水位上昇 ・洪水流の流向変化 ・流木等による堰き上げ
水防ため池	破堤・越流	・水位の上昇 ・堤防の未改修

水害による被害は、人的被害のほか、家屋・公共物の流出・浸水被害、農作物被害、交通途絶等が考えられるが、特に直接人命に関わる要因は外水氾濫であり、要水防区域における改修と気象情報等に基づく警戒・避難体制の整備が必要である。

外水氾濫については、大阪府により、次の浸水想定区域図が公表されている。

(1) 石川浸水想定区域図（平成15年4月）

水防法の規定により石川の外水氾濫による浸水区域と浸水深を示した図であり、概ね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量77.7mm）を想定して作成されている。

(2) 石川浸水想定区域図（支川を含む参考図）（平成15年4月）

石川だけでなく、石川の支川（大阪府管理河川）の外水氾濫も考慮した浸水区域と浸水深を示した図であり、(1)と同様に概ね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量77.7mm）を想定して作成されている。

3 土砂災害要因

本市で発生する可能性の高い土砂災害は崩壊、地すべり、土石流であり、その特徴等は以下のとおりである。

(1) 崩壊の特徴

崩壊のうち、山地で発生しやすいのは、花崗岩地帯における豪雨型崩壊（表層滑落型崩壊）と、和泉層群からなる地域での岩盤崩壊である。前者は遷急線付近やその下方の斜面のうち特に0次谷と呼ばれる山腹中のしわ状凹地に起きやすい。また、後者は侵食の活発な流れ盤構造の急斜面（石川上流の千石谷右岸等）で起こりやすい。一方、丘陵地末端・段丘崖等の急斜面では崖崩れが考えられ、特に河川の攻撃斜面等でおこりやすい。

(2) 地すべりの特徴

市域にみられる地すべりは、和泉層群に発生した岩盤すべりと、領家花崗岩類や大阪層群に発生した弧状すべりに区分できる。このうち、岩盤すべりは大規模で地すべり地形の明瞭なものが多い。また、和泉層群の流れ盤斜面にあたる石川上流千石谷右岸斜面にはクラック地形が発達しており、岩盤すべりをおこしやすい条件にあると考えられる。一方、弧状すべりは一部でやや明瞭な地すべり地形がみられる以外は全体に不明瞭かつ小規模であるが、集落周辺に位置しているものが多く、わずかな運動によっても被害を与えるおそれがある。

(3) 土石流の特徴

本市の場合、土石流の多くは、豪雨時に多発すると考えられる表層滑落型崩壊を引

金として発生しやすい。土石流が流出して堆積しやすいのは、溪床勾配が $3^{\circ} \sim 10^{\circ}$ の溪流沿いで、溪床幅が広く（溪床堆積物が多く）、堆積部が扇状地状にやや広くなったところである。

(4) 本市での特徴

本市では、「土石流危険渓流」と「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険渓流」と「地すべり危険箇所」が重なる地域がいくつかみられる。これらの地域は、いずれも人家等の保全対象がかなり集中している。防災対策上、崩壊と土石流及び地すべりと土石流の両方に対する配慮が重要である。また、避難時等においても十分な注意が必要となる。

* 資料2-1 災害履歴実態図

* 資料9-4 土砂災害用語の定義

4 その他の災害要因

本市で発生する可能性のあるその他の災害としては、危険物等による災害、林野火災、鉄道事故があげられる。

危険物等による災害としては、スタンド等の扱う危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物、放射性同位体の爆発・流出であり、対象としては取扱施設、貯蔵所、販売所及び輸送車両である。火災については、近年、建築物の耐火性は進んでいるが、異常乾燥や強風などの悪条件下における大規模火災の可能性は否めない（大規模建物火災による被害想定は地震被害想定を参照）。また、本市では、林野が人家等に迫っている地域が多いため、林野火災による被害の可能性があり、さらに、市街地を通る列車の脱線等の鉄道事故災害の可能性もある。

* 資料7-5 地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）

第2 地震被害想定

活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

想定地震の発生時の条件

- ・ 季節、時間帯 冬季、午後5時（平日）
- ・ 気象条件 晴れ、南西の風、平均風速 0.9m/s

		中央構造線	南海トラフ
地震の規模 (マグニチュード)		7.3	8.4
建物総数		41,150棟	
建物被害	全壊棟数	2,710棟 (6.6%)	60棟 (0.2%)
	半壊棟数	11,680棟 (28.4%)	1,690棟 (4.1%)
建物被害	出火点数	29	3
	焼失棟数	3,000棟 (7.3%)	- (0.0%)
総人口		119,810人	
人的被害	死者数	720人 (0.6%)	60人 (0.05%)
	負傷者数	1,450人 (1.2%)	140人 (0.1%)
	避難所生活者数	13,340人 (11.1%)	1,280人 (1.1%)
ライフライン被害	上水道管	5箇所以上	
	下水道管	2～3箇所	
	ガス管	3箇所以上	
	電力柱	1本未満	2本以上
	電話柱	1本未満	1～2本

250メッシュ
での最大

〔河内長野市地震被害想定調査（解析調査）：平成9年3月〕

* 資料2-4 活断層分布図及び活断層一覧

* 資料14 地震被害想定概要

第3 災害の発生する時間帯・季節が異なる場合の留意事項

	時間帯等	被害の起こる場所				
		自宅	会社	学校	多くの人が集まる場所	交通機関
1	夜中		×	×	×	
2	休日の昼間		×	×		
3	平日の昼間					
4	平日の朝・夕			×		

注) 印：人的被害が大きい
 印：人的被害がある
 ×印：人的被害がほとんどない

- 1 阪神・淡路大震災のように、自宅での被害がほとんどである。
 停電により、暗やみの中での救助活動となり、活動効率が低下するおそれがある。
- 2 デパート等外出先での被災が多くなり、帰宅困難者が多く発生する。
 また、電話需要が高まり、接続状況が悪化する。
- 3 会社・学校での被害が多くなり、帰宅困難者が多く発生する。
 また、電話需要が高まり、接続状況が悪化する。
 さらに、家族が分散した状態であるため、安否確認、行方不明者の捜索にも支障を来す。
 しかし、勤務時間中であるため、初動対応の開始は早い。
- 4 通勤・通学ラッシュ時には、鉄道等交通施設での被害が多く発生する。
 また、夕方など火気の多い時間帯では、火災の発生や延焼による被害が増加する。
 道路の混乱などにより、緊急車両の通行に支障を来す。

その他季節の異なる場合の留意事項

夏季の場合：衛生対策、遺体の管理方法

冬季の場合：暖房、被服等寒さへの対策

渇水期の場合：河川水が利用できず、消火活動に支障を来す。

梅雨期や長雨期：地すべりや急傾斜地の崩壊等への対策

第5節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全で安心な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題であり、地方行政の原点である。

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,000人以上の尊い命を奪い、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災基本方針（防災ビジョン）が必要である。

本市では、近年の都市化の進展に伴う市街地の拡大と過密化、高層化、危険物の増加、石油類、LPガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の急激な変化は、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因を創り出しつつある。また、南海トラフや中央構造線における大地震、台風や集中豪雨による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊は、一度発生すればその被害は甚大であることから、その対策が急務になっている。

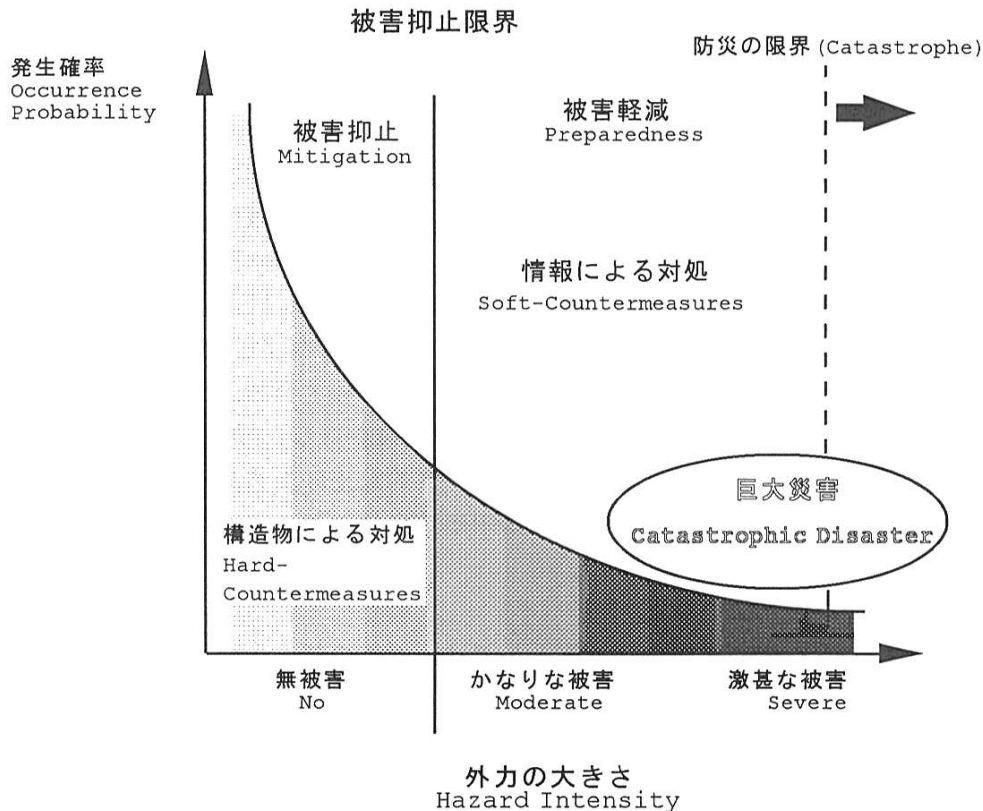
災害は、突然襲ってくることから、防災体制の確立（特に自主防災体制）及び市民の防災意識の啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

第1 基本目標

市民の生命と財産を災害から守り、安全で安心な市民生活を確保するために、防災基本方針の基本目標を次のように定める。

- ・南海トラフにおける地震による死者ゼロをめざす
- ・直下型地震による被害を最小限にとどめる
- ・風水害及び土砂災害による死者ゼロをめざす
- ・その他の災害による被害も最小限にとどめる

災害の事前対策には2つの手段が存在し、第1は被害予防を目的とした被害抑止であり、第2は被害の拡大防止と早期復旧を目的とした被害軽減である。災害に強いまちづくりの推進をめざした被害抑止は防災の基本であるが、その実現には長い時間と多くの投資を必要とする。そのため、被害が発生した場合を想定した被害軽減を図る必要がある。災害は巨大化するにつれて被害軽減策への依存度が高くなる。このような考え方に基づく基本目標の位置付けは次のとおりと考えられる。



基本目標の位置付け（防災における被害抑止と被害軽減の関連性）
 出典：情報システム 林春男（京都大学防災研究所公開講座（第7回））

第2 行政の責務と市民の心がまえ

市と府、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全確保を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市民は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初期活動がきわめて重要であり、日常における防災対策に心がける。

第3 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

1 災害に強いまちづくり

(1) 地震災害対策の推進

最近、建物の堅牢化をはじめとし、都市そのものの耐震性は向上しているが、都市機能の集中や危険物等の増加等により、これまでにない地震被害が予測される。従って、市及び関係機関は、さらに都市の耐震化・不燃化の推進、避難地やヘリポート等の整備、上下水道をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等の社会基盤の整備を図る。

市民・事業所員は、家屋の耐震性の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自販機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

(2) 風水害対策の推進

近年は大きな河川からの水害は少なくなってきたが、内水氾濫による浸水被害が発生している。市街地の拡大に伴い、今後さらに水害危険性が拡大するおそれがある。今後も、河川やため池の改修、排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備、避難体制の整備等を図る。

(3) 土砂災害対策の推進

本市では、市域の南部地域を中心に山地が広がっている。これらの山地は、急峻な地形や脆弱な地質からなり、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流の危険性がある。土砂災害は、発生する頻度も大きく、ハード面からの土砂災害対策の推進とともに情報の伝達、避難体制の整備、孤立化に対する防災体制等のソフト面からの対策の確立を図る。

(4) その他の災害対策の推進

本市におけるその他の主な災害としては、近年の都市化の進展に伴う危険物等災害、鉄道事故災害や林野火災等があげられる。これらの災害については、他の災害の対策とあわせ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

2 災害に強い人づくり

(1) 自助能力の向上

大規模な災害においては、人命救助などの行政の緊急活動が行き渡らない可能性もある。従って、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくするので、市民の災害時の役割はきわめて重要である。そのため市は、地域及び職場等を通じて市民の防災意識の高揚を図る。また、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、市域又は市域外の災害時の防災活動力の向上を図る。

(2) 互助能力の向上

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また、高齢化等による災害時要援護者が増加しているため、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなっている。市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、支援を図る。

(3) 防災に関する調査・研究の推進

市は、国、府、その他関係機関より防災に関する情報を収集し、災害に関する科学的・総合的な調査・研究を行い、市民に積極的に公開するとともに、有効な防災施策に反映させる。また、専門家の協力を得るなどして、高度で最新の情報収集に努める。

3 災害への適切な対応

(1) 役割の明確化

市、関係機関、市民・事業所の組織のそれぞれが、「防災初動体制マニュアル」の作成等、災害時に、「いつ、だれが、なにを、どうするか」といった役割分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

(2) 地域防災計画と応援体制の充実

市は、各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入れ体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

(3) 防災・救助体制の整備

ア 消防施設（防災センターを複合した消防防災拠点施設）、避難施設、医療施設などの耐震化、食糧・水・生活必需品・救助資機材・医療品等の備蓄、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

イ 防災無線をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

(4) 災害時要援護者に配慮した防災・救助体制の整備推進

災害発生時に自力避難が困難と考えられる災害時要援護者の安否確認を実施するため、府の示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則し、民生委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら災害時要援護者の所在等の把握に努めるほか、事前に安否確認実施機関を定めるとともに、災害時要援護者の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

河内長野市地域防災計画

防災基本方針

基本目標

- 南海トラフにおける地震による死者ゼロをめざす
- 直下型地震による被害を最小限にとどめる
- 風水害及び土砂災害による死者ゼロをめざす
- その他の災害による被害も最小限にとどめる

防災施策の大綱

災害に強いまちづくり

- ・地震災害対策の推進
- ・風水害対策の推進
- ・土砂災害対策の推進
- ・その他の災害対策の推進

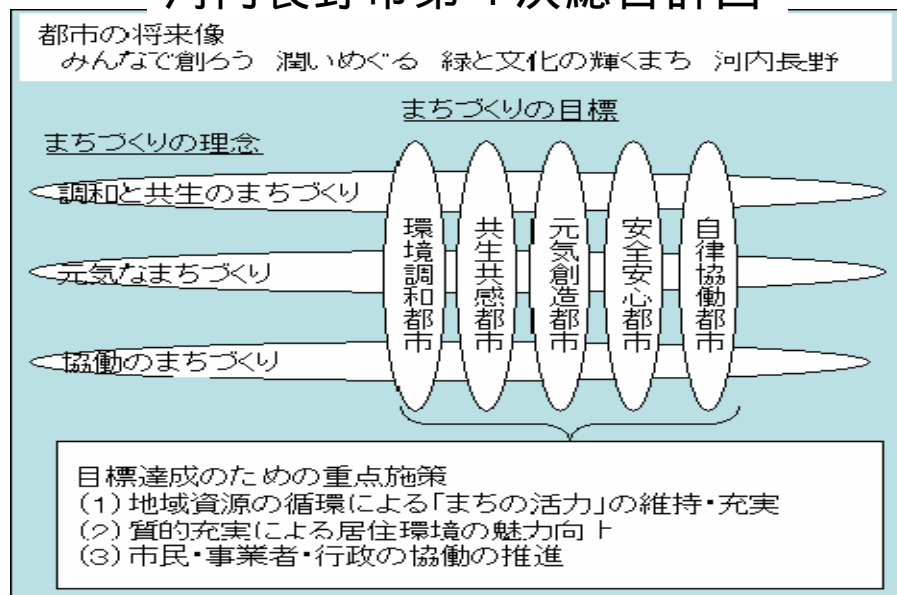
災害に強い人づくり

- ・自助能力の向上
- ・互助能力の向上
- ・防災に関する調査・研究の推進

災害への適切な対応

- ・役割の明確化
- ・地域防災計画と応援体制の充実
- ・防災・救助体制の整備
- ・災害時要援護者に配慮した防災・救助体制の整備推進

河内長野市第4次総合計画



第6節 防災関係機関の業務大綱

河内長野市地域防災計画では、本市の処理すべき事務を中心として市域に係る府、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 河内長野市

(1) 危機管理室

- 1 防災対策の総合調整に関する事
- 2 防災会議に関する事
- 3 防災訓練に関する事
- 4 災害対策本部に関する事
- 5 災害救助法に関する事
- 6 防災行政無線の運用統制及び非常・緊急通信に関する事
- 7 他市町村との相互応援に関する事
- 8 府、自衛隊、協定市町村等への応援要請及び連絡調整に関する事
- 9 医師会等との応援協定に関する事
- 10 災害用物資の備蓄に関する事
- 11 災害対策本部の庶務に関する事
- 12 災害対策本部の諮問事項に関する事
- 13 災害対策の総括に関する事
- 14 災害に係る諸証明に関する事
- 15 被災者生活再建支援法に関する事
- 16 ヘリコプター発着基地に関する事
- 17 自主防災組織に関する事

(2) 企画総務部、会計室

- 1 被害情報の収集・伝達に関する事
- 2 災害及び災害対策活動の記録の総括に関する事
- 3 災害対策の企画に関する事
- 4 救援物資及び緊急資機材の購入等契約に関する事
- 5 災害対策関係予算に関する事
- 6 義援金の收受及び保管に関する事
- 7 災害時における職員の服務等に関する事
- 8 応急仮設住宅に関する事
- 9 建設工事業者への協力依頼に関する事
- 10 気象情報等に関する事
- 11 車両の調達計画に関する事
- 12 庁舎等の防災に関する事
- 13 災害広報に関する事
- 14 報道機関との連絡に関する事
- 15 職員参集状況の把握に関する事
- 16 海外からの支援に関する事
- 17 職員動員の総括に関する事
- 18 各部・班の活動状況の掌握に関する事
- 19 職員再配置及び各部・班間の調整等に関する事
- 20 災害対策要員の確保に関する事
- 21 災害対策要員の給食、防災活動上の必需品等の調達に関する事
- 22 広報用の情報収集に関する事
- 23 避難勧告、指示等に係る緊急広報に関する事
- 24 防災関係機関広報担当との連絡調整に関する事

- 25 報道情報の収集に関する事
 - 26 報道機関に関する事
 - 27 本部室の補佐に関する事
 - 28 災害視察者及び見舞者の応接に関する事
 - 29 被災地の視察及び慰問に関する事
 - 30 視察団及び陳情団の応接に関する事
 - 31 ボランティアの活動環境の整備に関する事
 - 32 ボランティアの受入れに関する事
 - 33 避難所（所管施設）の開設に関する事
- (3) 市民文化部
- 1 情報の収集及び報告に関する事
 - 2 各部所管施設情報に関する事
 - 3 防災関係機関との情報交換に関する事
 - 4 初期応急情報の收受、整理及び提出に関する事
 - 5 災害情報マップへの災害情報の記入に関する事
 - 6 情報調査班への情報調査依頼に関する事
 - 7 家屋調査に関する事
 - 8 市民、企業等からの通報、苦情等に関する事
 - 9 市民、企業等からの通報等の情報化に関する事
 - 10 緊急現地情報収集体制の総括に関する事
 - 11 情報調査員の情報の收受、調査指示及び報告並びに災害情報マップへの記入に関する事
 - 12 避難所（所管施設）の開設に関する事
- (4) 保健福祉部
- 1 医療、助産及び救護に関する事
 - 2 救護班編成要員の派遣に関する事
 - 3 感染症対策に関する事
 - 4 所管福祉施設入所者の避難に関する事
 - 5 災害時要援護者の避難指導に関する事
 - 6 災害時要援護者に対する福祉サービスに関する事
 - 7 救護班編成等のための情報収集に関する事
 - 8 救護所の設置に関する事
 - 9 救護班編成及び医療助産に関する事
 - 10 府、災害拠点病院、日本赤十字社等への応援要請に関する事
 - 11 福祉施設の被害調査に関する事
 - 12 福祉施設利用者の安全確保に関する事
 - 13 幼児の安全確保に関する事
 - 14 保育施設等の被害調査、安全確認の支援に関する事
 - 15 義援物資の受入れに関する事
 - 16 避難所（所管施設）の開設に関する事
 - 17 市営住宅の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
- (5) 都市建設部
- 1 道路の整備に関する事
 - 2 公共建築物の耐震化に関する事
 - 3 木造密集市街地の整備促進に関する事
 - 4 救援物資等の緊急輸送に関する事
 - 5 建築物の応急修理に関する事
 - 6 応急仮設住宅の建設に関する事
 - 7 公共土木施設等の二次災害の防止に関する事
 - 8 住宅相談に関する事
 - 9 道路、橋梁等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事

- 10 道路交通情報の収集に関する事
 - 11 国、大阪府富田林土木事務所、警察との連絡調整に関する事
 - 12 道路交通規制に関する事
 - 13 重機、資機材、要員等の手配に関する事
 - 14 市庁舎、消防庁舎、避難所等の防災拠点施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関する事
 - 15 災害復旧建築についての指導に関する事
 - 16 開発行為に伴う災害現場の応急措置及び災害復旧に係る指導に関する事
 - 17 下水道施設の被害状況の調査報告及び応急復旧に関する事
 - 18 河川の被害状況の調査、報告及び応急復旧に関する事
 - 19 河川・下水道施設の二次災害の防止に関する事
 - 20 土砂災害の被害状況の調査、報告に関する事
- (6) 環境経済部
- 1 都市公園の整備に関する事
 - 2 農地防災対策に関する事
 - 3 森林の防災に関する事
 - 4 山地災害危険地の把握に関する事
 - 5 応急救助用食糧の確保、調達に関する事
 - 6 災害時の緊急物資（生活必需品）の調達に関する事
 - 7 農作物及び家畜の防疫に関する事
 - 8 被災企業等に対する融資等の対策に関する事
 - 9 物価の安定に関する事
 - 10 公園施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
 - 11 避難者の集まる公園の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関する事
 - 12 農道、農業用水路、ため池等の農業用施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
 - 13 一般廃棄物の処理に関する事
 - 14 災害時の遺体の収容及び火葬に関する事
 - 15 災害時における公害に関する事
 - 16 各地区内の環境衛生に関する事
 - 17 負傷者搬送等救護所に関する事
 - 18 清掃関連の情報収集に関する事
 - 19 被災地域のごみ、がれき等の応急処理に関する事
 - 20 清掃関係施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関する事
 - 21 被災地域のし尿の処理に関する事
 - 22 愛玩動物の収容に関する事
 - 23 林道等、林道用施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
 - 24 避難所（所管施設）の開設に関する事
- (7) 消防本部
- 1 警備本部の庶務に関する事
 - 2 部内活動の記録に関する事
 - 3 活動隊員の食糧、飲料水、衣類、寝具等の確保及び調達に関する事
 - 4 災害活動に必要な資機材の緊急購入及び調達に関する事
 - 5 災害活動に伴う経費の支出負担行為に関する事
 - 6 災害に伴う庁舎の保全に関する事
 - 7 災害活動に伴う職員の事故等の処置に関する事
 - 8 情報の収集及び整理記録の総括に関する事
 - 9 府・市災害対策本部並びにその他関係機関等との連絡調整に関する事
 - 10 応援要請に関する事
 - 11 参集状況の把握に関する事
 - 12 消防計画に関する事

- 13 消防団の活動に関する事
 - 14 各部との連絡に関する事
 - 15 情報の収集及び整理記録に関する事
 - 16 広報活動に関する事
 - 17 記録写真に関する事
 - 18 重要対象物に関する応急措置及び対策に関する事
 - 19 重要対象物の災害状況の把握に関する事
 - 20 危険物施設に関する応急措置及び対策に関する事
 - 21 危険物施設の災害状況の把握に関する事
 - 22 災害防ぎょ活動に関する事
 - 23 人命救助及び避難誘導に関する事
 - 24 災害の発見及び状況の連絡に関する事
 - 25 特命による支援活動に関する事
 - 26 現有の救助用資機材の調達及び配分に関する事
 - 27 消防隊等の運用指令に関する事
 - 28 消防隊等からの情報の収集及び提供に関する事
 - 29 警防活動情報の収集に関する事
 - 30 通信施設の保全に関する事
 - 31 災害情報の収集、記録及び連絡に関する事
 - 32 現場活動の記録及び連絡に関する事
 - 33 救急活動に関する事
 - 34 救護所の設置に関する事
 - 35 医療機関の受入状況の把握に関する事
 - 36 傷病者の収容状況の把握に関する事
 - 37 消防機械器具及び車両の保全に関する事
 - 38 消防機械器具及び車両等の応急修理に関する事
 - 39 災害活動上、必要な現有の資機材等の調達及び配分に関する事
- (8) 教育部
- 1 防災教育に関する事
 - 2 災害時の応急教育に関する事
 - 3 児童等（園児、児童、生徒）の安全確保に関する事
 - 4 被災児童及び生徒の就学援助に関する事
 - 5 避難所（所管施設）の開設に関する事
 - 6 避難収容に関する事
 - 7 避難者等の総括的掌握に関する事
 - 8 文化財の応急対策に関する事
 - 9 教育施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
 - 10 児童等とその家族の被災状況の調査に関する事
 - 11 学用品の給与に関する事
- (9) 水道局
- 1 水道局危機管理対策本部体制での活動に関する事
 - 2 中河内地域及び南河内地域 9 市 2 町 1 村における広域的相互応援協定に基づく各市町村への応援要請に関する事
 - 3 大阪府水道震災対策相互応援協定に基づく大阪府水道部への応援要請に関する事
 - 4 日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定に基づく応援要請に関する事
 - 5 災害時における水道施設復旧に関する応援協定に基づく南大阪管工事協会への応援要請に関する事
 - 6 市内の水道工事業者への応援要請に関する事

- (10) 議会事務局、行政委員会総合事務局、派遣職員
 - 1 議員、行政委員会委員との連絡に関すること
 - 2 各部の応援に関すること
 - ・大災害における指定外避難可能施設等の緊急把握、手配、伝達、広報等に関すること
 - ・避難所収容者の掌握に関すること
 - ・避難所の物資（飲料水、食糧、生活必需品等）の需要把握、支給等に関すること
 - ・避難所における災害時要援護者への配慮に関すること
 - ・物資の需要把握、手配、調達、業者直送、検収、保管、配送及び分配等の計画並びに実施に関すること
 - ・日本赤十字社等物資応援関係機関、民間団体等への応援要請、連絡調整に関すること
- 2 大阪府
 - (1) 富田林土木事務所
 - ・府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧
 - ・水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への提供
 - ・災害予防及び災害応急対策等に係る市民及び関係機関との連絡調整
 - (2) 富田林保健所
 - ・災害時における保健衛生対応
 - (3) 南河内農と緑の総合事務所
 - ・水防時防水ため池に関するデータ収集とため池管理者への情報提供
- 3 大阪府警察（河内長野警察署）
 - ・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
 - ・被災者の救出救助及び避難指示
 - ・交通規制・管制
 - ・広域応援等の要請・受入れ
 - ・遺体の検視（見分）等の措置
 - ・犯罪の予防、取締り、その他治安の維持
 - ・災害資器材の整備
- 4 指定地方行政機関
 - (1) 大阪管区气象台
 - ・気象状況の観測施設の整備
 - ・防災気象知識の普及
 - ・災害に係る気象・地象・水象等に関する予警報の発表及び伝達
 - (2) 近畿中国森林管理局
 - ・林野火災予防体制の整備
 - ・林野火災対策
 - ・災害対策用材の供給
 - (3) 近畿農政局（大阪農政事務所）
 - ・応急食糧（米穀）の備蓄
 - ・災害時における主要食糧の需給調整
- 5 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）
 - ・地域防災計画に係る訓練への参加協力
 - ・府、市その他の関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関
 - (1) 郵便事業株式会社・郵便局株式会社（河内長野郵便局）
 - ・災害時における郵便業務の確保
 - ・災害特別事務
 - ・郵便業務施設の復旧
 - (2) 西日本電信電話株式会社（大阪東支店）
 - ・電気通信設備の防災対策
 - ・災害非常通信の確保
 - ・気象警報の伝達
 - ・電気通信設備の復旧
 - (3) 関西電力株式会社（羽曳野営業所）
 - ・電力施設の防災管理
 - ・災害時における電力供給の確保
 - ・電力施設の復旧
 - (4) 各鉄道会社（南海電気鉄道株式会社・近畿日本鉄道株式会社）
 - ・鉄道施設等の防災管理
 - (5) 大阪ガス株式会社
 - ・ガス施設の防災管理
 - ・災害時におけるガスによる二次災害防止
 - ・災害時におけるガスの供給確保
 - ・ガス施設の復旧
 - (6) 日本赤十字社大阪府支部
 - ・災害医療体制の整備
 - ・災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
 - ・災害時における医療助産等救護活動
 - ・義援金品の募集、配分等の協力
 - ・避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
 - ・救援物資の備蓄
 - (7) 大阪南医療センター
 - ・医療施設の防災対策
 - ・市域の災害時における応急医療対策
- 7 公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者
 - (1) 乗合旅客自動車運送事業者（南海バス株式会社）
 - ・災害時における交通及び輸送対策の協力
 - (2) 河内長野ガス株式会社
 - ・ガス施設の防災管理
 - ・災害時におけるガスによる二次災害防止
 - ・災害時におけるガスの供給確保
 - ・ガス施設の復旧
 - (3) 大阪南農業協同組合
 - ・災害時における被災農家の復旧指導及び融資対策
 - ・市が行う農業に関する被害調査の援助
 - (4) 大阪府森林組合
 - ・災害時における被災山林の復旧指導及び各種情報の伝達
 - ・市が行う林業に関する被害調査の援助
 - (5) 自治会等
 - ・各種情報の伝達、避難者の世話、その他応急措置の補助
 - (6) 河内長野市医師会
 - ・災害時における医療救護
 - ・傷病者の収容並びに看護

- (7) 河内長野市歯科医師会
 - ・災害時における医療救護
 - ・被災者に対する歯科保健
- (8) 河内長野市薬剤師会
 - ・災害時における医療救護及び公衆衛生
 - ・災害時における医薬品の確保及び供給
- (9) 社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
 - ・災害時要援護者対策
 - ・ボランティアの受入れ、人材の育成
- (10) 市庁舎管理受託会社
 - ・災害時における市庁舎の管理業務の維持
- (11) 危険物等関係施設の管理者
 - ・災害時における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給

第7節 市民、事業所の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者への支援、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

第2章 災害予防対策

この計画は、市域内に発生のおそれのある災害を未然に防止し、また、その被害を最小限に抑止するなどのために行う事前の諸措置を示すものであり、防災に関する組織の整備、訓練、施設の整備並びに災害時における応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善などについて計画するものである。

なお、この計画は、地震災害、風水害をはじめ各種災害の予防対策を総合的に進める必要があることから、各災害共通のものとする。

本章の各項目は、それぞれ次の項目によって構成されている。

- 1 果たすべき責任
諸計画における市、市民・事業所の果たすべき責任を明確にする。さらに、根拠となる関係法令を示す。
- 2 達成目標
防災ビジョンにかかげる基本目標を達成するために必要な諸計画の達成目標を示す。
- 3 実施担当組織
諸計画を実施する担当組織とその役割を示す。また、担当組織として、行政機関のみならず市民・事業所を加える。
- 4 現況
平成19年度現在における諸計画に係る地域の現況と問題点を示す。
- 5 手法
地域の特性を鑑みて、諸計画を実施するために必要な手法や考え方を示す。
- 6 整備すべき事項
 - (1) 早急に整備すべき事項
目標を達成するために早急に整備すべき事項について、実施計画を示す。実施期間は、おおむね平成20～22年度とする。
なお、ライフラインとしての上水道の対策目標年次については、「大阪府地震対策基本方策」に基づくものとする。
実施計画には、「地震防災対策特別措置法」に基づく「第三次地震防災緊急事業五ヵ年計画（平成18年度～平成22年度）」や「河内長野市第4次総合計画」における「実施計画」等を含む。
 - (2) 今後整備すべき事項
目標を達成するために必要な事項について、中・長期的な計画を示す。実施期間は、「河内長野市第4次総合計画」とあわせ、おおむね平成27年度までとする。
しかし、事業の進捗により、その期間を越えるものについても、継続して本計画を推進する。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 都市の防災機能の強化

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害に強い都市基盤を形成するため、防災空間の整備や市街地の面的整備・土木構造物・施設の耐震対策等防災機能の強化に努める。

市民・事業所は、災害に強いまちづくりのための施策に参加・協力する。

関係法令：都市計画法、都市公園法、都市再開発法、建築基準法、土地改良法、土地区画整理法、宅地造成等規制法、河川法、砂防法、地すべり等防止法、下水道法、地震防災対策特別措置法、都市緑地保全法、生産緑地法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、道路法

2 達成目標

(1) 防災空間の整備

ア 市民1人当たりの都市公園等面積を20㎡とする。(平成7年7月 都市計画中央審議会答申)

イ 市域の主要幹線道路等について、緊急交通路、避難路及び延焼遮断帯としての整備を行う。

* 資料5-2 緊急交通路路線

(2) 都市基盤施設の防災機能の強化

避難地について、備蓄倉庫、耐震性貯水槽を整備する。

(3) 木造密集市街地の整備促進

木造密集市街地を解消(不燃化、耐震化)する。

(4) 土木構造物の耐震対策の推進

すべての土木構造物における災害危険性の軽減を図る。

(5) ライフライン災害予防対策

ア 主要管路の多重化・耐震化

イ 主要施設の耐震化を図る。

3 実施担当組織

危機管理室 企画総務部 都市建設部 水道局 環境経済部	都市の防災機能の強化に係る各所管施設の整備
市民・事業所	市が行う各種防災対策事業に対する理解と協力

4 現況

(1) 防災空間の整備を実施

(2) 都市基盤施設の防災機能の強化を実施

(3) 木造密集市街地の整備促進を実施

(4) 土木構造物の耐震対策の推進

(5) ライフライン災害予防対策を実施

5 手法

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン(平成17年1月改訂)」を活用するものとする。

また、「災害危険度判定調査」の実施及び市民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

(1) 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園・緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

ア 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

なお、避難地の整備については、「第2章第3節 第6 避難収容体制の整備」参照。

(ア) 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

(イ) 一次避難地となる都市公園の整備

近隣の市民が避難する面積1ha以上の都市公園を整備する。

(ウ) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

イ 道路・緑道の整備

(ア) 幹線道路をはじめとする新規道路、広域農道等の整備、既設道路の幅員の拡幅等を行い、多重ネットワーク形成に努める。

(イ) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。

(ウ) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

ウ 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

エ 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、延焼遮断帯・緊急時の避難地等として防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

(2) 都市基盤施設の防災機能の強化

公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

ア 避難地となる都市公園等における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置

イ 災害時の河川水の消火・生活用水としての利用を行うための施設の整備促進

(3) 木造密集市街地の整備促進

防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」を踏まえて、本市においては、本町・長野町と三日市町駅周辺の2区域が「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されており、「災害に強いすまいとまちづくり整備計画」を策定し、下記の諸施策の実施に向けて、都市計画道路河内長野駅前線の整備を府に要望するとともに、建物の不燃化・耐震化促進と都市基盤や住宅・住環境の総合的整備を図る。

- ア 各種規制・誘導
 - (ア) 防火地域等の指定
 - (イ) 民間賃貸住宅建設融資等の斡旋
 - (ウ) 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進
- イ 各種事業実現に向けた方策検討
 - (ア) 土地区画整理事業
 - (イ) 街路事業
 - (ウ) 道路事業
 - (エ) 公園事業 等
- (4) 土木構造物の耐震対策の推進
 - 自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。
 - ア 基本的考え方
 - (ア) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - a 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - b 発生確率は低いが高直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
 - (イ) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市域の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
 - (ウ) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
 - (エ) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
 - (オ) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。
 - イ 道路施設
 - 道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。
 - 特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。
 - ウ 河川施設
 - 河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。
 - エ ため池施設
 - 水防ため池の耐震対策を実施する。
 - オ 公園
 - 公園斜面崩壊対策を実施する。
- (5) ライフライン災害予防対策
 - ア 上水道
 - (ア) 施設の耐震化
 - a 上水道施設については、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針解説」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
 - b 重要度の高い施設の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し耐震管路網の整備に努める。
 - (イ) 施設の維持保全
 - 常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
 - (ウ) 施設の計画的な整備
 - 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

イ 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (ア) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (イ) 補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)の高いものから進める。
- (ウ) 管渠、ポンプ場、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (エ) 流域下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう大阪府と調整を図っておく。

ウ 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (ア) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - a 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - b 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (イ) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 道路・橋りょう施設耐震点検

イ 道路整備事業の推進

- (ア) 河合寺竜泉寺線道路改良事業
- (イ) 日野加賀田線整備事業
- (ウ) 岩瀬線整備事業
- (エ) 松ヶ丘小山田広野線整備事業

ウ 公園・緑地整備事業の推進

- (ア) 寺ヶ池公園整備事業
- (イ) 烏帽子形公園整備事業
- (ウ) 公園法面の防災工事
- (エ) 緑化保全
- (オ) 公共施設緑化推進
- (カ) その他住区基幹公園等の整備

エ 上水道施設整備事業の推進

- (ア) 施設の耐震化
 - ・管路の耐震化
 - ・主要構造物の耐震化診断
 - ・主要構造物の耐震化補強
- (イ) 応急対策施設の整備
 - ・応急対策資機材の確保
 - ・応援受入拠点の整備
- (ウ) バックアップシステムの構築
 - ・緊急遮断弁の整備
 - ・緊急時用連絡管(隣接水道事業者間)の整備
- (エ) 情報管理システムの整備
 - ・情報通信システムの整備(マッピングシステムの整備・拡充)
 - ・応急対策情報交換システムの整備(アクアネット整備・拡充)

- オ 下水道施設整備事業の推進
 - (ア) 下水道施設（汚水・雨水管渠、ポンプ施設、処理場）の新規整備に伴う耐震化
 - (2) 今後整備すべき事項
 - ア 救援活動拠点公園の整備
 - イ 土地利用計画の推進
 - 「土地利用計画図」参照
 - ウ 上水道施設整備事業の推進
 - (ア) 施設の耐震化
 - ・管路の耐震化
 - ・主要構造物の耐震化診断
 - ・主要構造物の耐震化補強
 - (イ) 応急対策施設の整備
 - ・応急復旧管理設備の整備
 - (ウ) バックアップシステムの構築
 - ・緊急遮断弁の整備
 - ・緊急時用連絡管（隣接水道事業者間）の整備
 - エ 市街地整備事業の推進
 - ・本町・長野町地区整備事業（大阪府による都市計画道路河内長野駅前線の整備を伴う。）
 - ・市街化農地宅地化支援事業
- 7 電力（関西電力株式会社）
- 災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。
- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
 - (2) 電力供給系統の多重化を図る。
 - (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
 - (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- 8 ガス（大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社）
- 災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。
- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
 - (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
 - (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
 - (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- 9 電気通信（西日本電信電話株式会社）
- 災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。
- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水のおそれのある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
 - (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- エ 市等の重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
 - 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化
 - 災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

第2 建築物の耐震対策の促進

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努める。市民・事業所は、自らが所有する建築物の耐震化・不燃化に努める。

関係法令：建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、公営住宅法、文化財保護法、地震防災対策特別措置法

2 達成目標

(1) 建築物の耐震対策の促進

市域における昭和56年以前に建築され、現在の建築基準法等の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していない建築物について、耐震診断及び必要な耐震改修の促進を図る。

(2) 建築物の安全性に関する指導等

「災害危険区域」の指定による建築物の構造制限を遵守する。

(3) 都市型水害対策の促進

豪雨による地下駐車場等の地下空間の浸水防止について啓発する。

3 実施担当組織

都市建設部	所管施設及び民間施設の耐震化・不燃化の促進、安全化等の指導
教育部	所管施設及び文化財施設の耐震化・不燃化の促進、安全化等の指導
消防本部	建築物安全化の促進、指導
市民・事業所	所有建築物の耐震化・不燃化の推進、文化財に対する防災意識の高揚

4 現況

- (1) 建築物の耐震対策を実施
- (2) 建築物の安全性に関する指導等を実施
- (3) 河内長野市既存民間建築物耐震診断補助制度の実施

5 手法

(1) 建築物の耐震対策の促進

市及び関係機関は、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」並びに「河内長野市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年の新耐震基準(建築基準法)が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を計画的に実施する。

ア 市有建築物

(ア) 対象となる市有建築物については、その診断結果に基づき、重要性や緊急性を

考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

- (イ) 市営住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (ウ) 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

イ 民間建築物

(ア) ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

(イ) 必要に応じ、所有者が行う耐震診断や木造住宅の耐震改修に対する助成（河内長野市既存民間建築物耐震診断補助制度・河内長野市木造住宅耐震改修補助制度）に努め、診断・改修の促進を図る。

(ウ) 耐震化の情報提供や相談体制の整備に努める。

(2) 建築物の安全性に関する指導等

建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

ア 「災害危険区域」（府建築基準法施行条例第3条）の指定による建築物の構造制限等

イ 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

ウ 液状化対策の啓発

(3) 地下空間の浸水防止

ホームページ等で地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

(4) 文化財

かけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

ア 文化財防災意識の普及と啓発

イ 所有者等に対する防災意識の徹底

ウ 予防体制の確立

(ア) 初期消火と自衛組織の確立

(イ) 関係機関との連携

(ウ) 地域住民との連携

エ 消防用設備の整備、保存施設等の充実

(ア) 消防用設備等の設置促進

(イ) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 市有建築物の耐震診断結果に基づき、耐震改修の計画的な実施を図る。

イ 消防施設の耐震化

市消防署については、老朽化が進んでおり、消防署の移転を兼ねた施設の耐震化を図る。

ウ 市営住宅建替事業の推進

市営住宅建替総合基本計画に基づき、市営住宅団地の建替整備を図る。

小山田住宅

エ 公立小・中学校、幼稚園の耐震化

順次耐震診断を実施し、その結果において、重要性・緊急性を考慮し、耐震補強を計画的に行う。

オ 文化財の保護

指定文化財保存事業において防災対策を推進する。なお、指定文化財保存施設等の耐震性を考慮する。

(2) 今後整備すべき事項

- ア 老朽民間建築物の建替え・耐震補強に対する支援
- イ 老朽市有建築物の建替え・耐震補強の実施

第3 火災予防対策の推進

1 果たすべき責任

市は、市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。市民・事業所は、自ら火災予防対策の推進に努める。

関係法令：消防法、消防組織法、建築基準法、森林法、地震防災対策特別措置法

2 達成目標

建築物による延焼火災及び林野火災の発生ゼロをめざす。

3 実施担当組織

消防本部・消防団	火災予防査察、火災予防活動の促進・指導
環境経済部	林野火災予防対策の推進
市民・事業所	出火防止及び初期消火のための対策の実施

4 現況

(1) 火災の状況

* 資料2-2 過去10年間の火災件数と損害額

(2) 防火対象物の現況

* 資料7-4 施行令規制防火対象物数

5 手法

(1) 火災予防指導

ア 防火管理者

防火管理者の資格取得の推進及び防火管理者（甲種）再講習の受講促進を図る。

また、事業所等の防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防用設備等の維持管理、収容人員等の適正管理、従業員に対する防火教育、火災、地震、その他の災害発生時の自衛消防組織の充実、その他管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理体制の推進を図る。

イ 危険物取扱者

危険物取扱者に対し危険物施設に係る予防規定の作成、危険施設の定期点検、消火施設の維持管理、従業員への安全な危険物の取り扱い等の保安教育、火災、地震その他の災害発生時の応急対策その他危険物施設の適正管理に必要な業務を適切に実施するよう指導の徹底を図る。

ウ 市民等

住宅火災の発生とこれによる死者の発生を防止するため、市民に対し住宅防火の必要性について周知徹底を図るとともに、地震時の二次災害を防止するため市民一人ひとりが適切に行動できるよう防災意識の高揚を図る。

エ 各種団体等

大地震時等に予測される同時多発火災に対応するため、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という基本理念のもとに、自治会、町内会を単位とした自主防災組織の育成を推進していく。

(2) 火災予防査察

ア 立入検査

(ア) 通常検査 防火対象物の規模、危険性等に応じ、定期的に位置、構造、設備及び管理状況について、火災に関する法令等の履行状況を検査する。

- (4) 特別検査 必要に応じその都度期間、防火対象物の種別、検査内容を指定して検査する。
- イ 違反処理
立入検査において把握した防火対象物並びに危険物施設の火災に関する法令等の違反に対し、火災危険の状況に応じて関係者に警告、命令、告発等を行う。
- ウ 特別査察
必要に応じその都度期間、防火対象物の種別、査察内容を指定して特別査察を実施し、火災などの災害の防止を図る。
- (3) 建築物等の火災予防
一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。
- ア 一般建築物、住宅
 - (ア) 火災予防査察の強化
一般建築物について消防法（第4条、第4条の2）に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化について、改善指導する。
 - (イ) 防火管理者制度の推進
学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。
 - a 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
 - b 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
 - c 火気取扱いの監督、収容人数の管理など
 - (ウ) 消防設備士等による消防設備設置維持管理の徹底
防火対象物の消防用設備の設置及び維持管理に対し重要な役割を果たす消防設備士及び消防設備点検資格者から提出される着工届及び点検結果報告等の受理、審査を通じて、設備設置維持管理の徹底を図る。
 - (エ) 防火対象物定期点検報告制度の推進
対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。
 - (オ) 市民、事業所に対する指導
市民、事業者に対し、消火器の使用法、地震発生時の火気器具・電気器具の取扱等、安全装置付きストーブ等の普及の徹底を図る。また、広報活動や消防合同訓練などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。
 - (カ) 開発行為者に対する指導
開発行為者に対し、消火栓・防火水槽・消防活動空気を設置するよう指導する。
- イ 高層建築物等
消防法等に基づき、消防用設備等の維持管理、共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。
 - (ア) 対象施設
 - a 高層建築物等
 - (a) 高さが31mを超える建築物
 - (b) 消防法施行令別表第1（抄）に掲げる建築物で、5階以上のもの
 - (イ) 所有者等に対する指導の強化
 - a 消防用設備等の点検・整備の指導
 - b 教育訓練の実施
 - (ウ) 共同防火管理体制の確立
管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。
 - (エ) 防災規制
高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(オ) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(4) 林野火災予防

林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

ア 監視体制等の強化

(ア) 火災警報の発令、周知徹底

(イ) 森林法に基づく火入れの許可

(ウ) たき火等の制限

(イ) 乾燥シーズンにおける林野パトロールの実施

イ 啓発宣伝の充実

ハイカーを対象とした出火防止啓発宣伝の実施

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 住宅火災による死者の低減

一般住宅等に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及促進を図り、住宅火災からの死者の低減を図る。

イ 火災予防指導・査察の強化

消防職員の総力をあげ、立入検査、違反処理により法令違反対象物等の是正を行う。

ウ 林野火災対策

(ア) たき火、たばこのポイ捨て等の予防看板の設置を行う。

(イ) 林野における位置把握のため、目標杭の設置、林野防ぎょ図の整理を行う。

第4 ライフライン確保体制の整備

1 果たすべき責任

市は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。

関係法令：都市計画法

2 達成目標

(1) 上水道

上水道施設の耐震化を図り、災害時における次の目標を達成する。

ア 応急復旧期間は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧体制の整備、施設の整備（おおむね5年間）後は、約7週間以内とする。

(イ) 地震対策事業全体の概成（おおむね20年間）後は、約4週間以内とする。

イ 災害時における応急給水の目標水量を確保する。

ウ 災害時における応急給水の目標運搬距離（給水場所）を確保する。

(2) 下水道

下水道施設の耐震化を図り、災害時における次の目標を達成する。

ア 応急復旧期間をおおむね12週間以内とする。

3 実施担当組織

水道局	災害応急復旧体制の整備
都市建設部	災害応急復旧体制の整備

4 現況

(1) 上水道

平成18年3月で第7次拡張事業が完了し、今後は施設の維持管理が主体となる。

- ア 老朽施設の更新
- イ 緊急時用連絡管（市内系列管）の整備

(2) 下水道

大和川下流南部流域下水道の整備にあわせて幹線整備と面整備を推進し、雨水施設の整備も年次計画に基づき行っている。現状の防災上の課題として次があげられる。

- ア 地震対策：管渠の耐震化
- イ 震災対策：排水路整備

5 手法

(1) 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

ア 応急復旧体制の強化

(ア) 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報伝達設備の整備により、情報連絡体制を強化する。

(イ) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。

(ロ) 関係協力団体との協力体制を整備する。

(ハ) 応急復旧活動マニュアル等を整備する。

(ニ) 管路図等の管理体制を整備する。

(ホ) 被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

イ 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

エ 相互応援体制の整備

震災時に迅速な復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は大阪府水道震災対策中央本部及びブロック本部のもとに緊急対策を行うものとする。

(2) 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

ア 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

イ 災害対策用資機材の整備、点検

(ア) 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。

(イ) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

エ 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市間の協力応援体制を整備する。

(3) 市民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排水の制限等について広報する。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 上水道施設については、「河内長野市配水施設等改良事業計画」及び「大阪府水道地震対策基本方策」に基づき、次の災害予防対策を行う。

(ア) 水道施設の充実

- a 浄送配水施設等の改修
- b 災害備品の確保

(イ) 情報管理システムの整備

- a 応急対策情報交換システムの整備
・ 応急対策資機材データベース ・ 応急対策作業状況

(ウ) バックアップシステムの構築

- a 予備水源の活用（井戸調査、維持管理）
- b 緊急遮断弁の整備
- c 緊急時用連絡管（隣接水道事業者間）の整備

(エ) 関係協力団体との協力体制

- a 水道工事業者（指定工事店等）との協力体制の整備

(オ) 応急復旧活動マニュアル等の整備

- a 管路台帳
- b 主要施設台帳
- c 分散管理

イ 下水道施設については、次の災害予防対策を行う。

(ア) 新規整備に当たっては、耐震用資材を使用する。

(イ) 老朽施設については、重要度の高いものから入替えを行う。

(2) 今後整備すべき事項

ア 下水道施設について、老朽施設の更新を行う。

7 電力防災対策（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

イ 対策要員の動員体制を整備する。

ウ 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

イ 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。

ウ 災害対策車両（発電機車等）を整備する。

エ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

ア 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。

イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

(5) 市民への広報

感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

8 ガス防災対策

(1) 大阪ガス株式会社

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

ア 応急復旧体制の強化

(ア) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

(イ) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

a 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

b 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(ウ) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

(エ) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成・動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

(オ) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

(カ) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

(キ) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

イ 災害対策用資機材の整備、点検

(ア) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

(イ) 緊急時通信機器の整備充実に努める。

(ウ) 消火・防火設備の整備充実に努める。

(エ) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

エ 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

(2) 河内長野ガス株式会社

災害発生の防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限にするとともに、災害発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域のガス供給確保のために、設備面、体制面及び運用面について総合的な災害防止対策を図る。

(3) 市民への広報

大阪ガス株式会社及び河内長野ガス株式会社は、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

9 LPガス防災対策（社）大阪府エルピーガス協会）

災害発生の予防、災害発生時のLPガスの二次災害の防止と需要者のガス供給確保のために、設備面及び体制面等において総合的な災害予防対策を図る。

10 通信防災対策（西日本電信電話株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害発生時において、通信を確保し又は被害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

イ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

ウ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

エ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(3) 防災訓練の実施

ア 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次にあげる内容の訓練を年1回以上実施する。

(ア) 災害予報及び警報の伝達

(イ) 非常招集

(ウ) 災害時における通信疎通確保

(エ) 各種災害対策機器の操作

(オ) 電気通信設備等の災害応急復旧

イ 市地域防災総合訓練に参加し、これに協力する。

(4) 協力応援体制の整備

ア 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。

具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(5) 市民への広報

災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害時における注意事項及び通信に関する情報について広報する。

第5 交通確保体制の整備

1 果たすべき責任

道路管理者、公共交通事業者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

関係法令：都市計画法、道路法、道路交通法、土地改良法

2 達成目標

(1) 各主要道路における障害物除去のための資機材の整備

(2) 「災害時交通確保体制マニュアル(仮称)」の作成

3 実施担当組織

都市建設部	所轄道路施設の応急点検体制の整備
環境経済部	

4 現況

- (1) 市所轄道路における道路パトロール及び実施体制の強化を実施
- (2) 道路管理者（大阪府）及び公共交通事業者との連絡体制の強化を実施

5 手法

- (1) 道路施設（都市建設部、環境経済部、大阪府）
道路管理者は、道路の障害物除去のための資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。
- (2) 鉄軌道施設（南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）
鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。
- (3) 乗合旅客自動車運送事業者（南海バス株式会社）
災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る体制を整備する。

6 整備すべき事項

- (1) 早急に整備すべき事項
 - ア 道路安全施設の把握
市域の交通安全施設の位置図に信号等の公安委員会の施設位置図を重ね、全体状況が把握できる資料を整理する。
 - イ 道路応急復旧体制の確保
災害時における応急工事等を早急に実施する体制を整備する。
- (2) 今後整備すべき事項
 - ア 交通規制・誘導体制の確保
災害時の交通規制や交通誘導が的確に行えるよう市域をブロックに分け、各ブロックに対して緊急時に人的配備ができるよう体制を整備する。
各ブロック内の主要交差点には、ソーラーシステムを採用した照明灯を設置し、夜間の災害時に混乱することのないような措置をとる。

第6 水害予防対策の推進

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、河川・ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

関係法令：河川法、下水道法、水防法、地震防災対策特別措置法、土地改良法

2 達成目標

- (1) 時間雨量 河川50mm、ため池120mmに耐える施設を構築する。
- (2) 水防ため池の改修率を100%にする。
- (3) 外水・内水氾濫による人的被害をゼロにする。

3 実施担当組織

都市建設部	普通河川の改修及び下水道の整備
環境経済部	農地防災対策の推進

4 現況

- (1) 河川の改修を実施
- (2) 洪水ハザードマップの作成
石川浸水想定区域図に基づいた洪水ハザードマップを作成し、市民に配布
 - * 資料9-1 市内各河川の状況
- (3) 下水道の整備を実施
- (4) 農地防災対策を実施
 - * 資料9-2 水防ため池一覧
 - * 資料9-3 滝畑ダムの概要

5 手法

- (1) 河川の改修
市及び府は、管理する一級河川・準用河川等の改修や貯留施設の整備を推進するとともに、普通河川についても、災害防除のための整備を行う。
- (2) 水害防止対策の推進
府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。
 - ア 府の対応
 - (ア) 府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。
 - (イ) 府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、気象庁と共同して洪水予報を行う。
 - (ウ) 府は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは到達情報を発表する。
 - (エ) 府は、洪水予報河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定めた河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本市に係る河川では石川が洪水予報河川に、西除川が避難判断水位（特別警戒水位）設定河川に指定され、それぞれ浸水想定区域図が公表されている。
 - a 石川浸水想定区域図（平成15年4月、府が公表）
水防法の規定により石川の外水氾濫による浸水区域と浸水深を示した図であり、概ね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量77.7mm）を想定して作成されている。
 - b 石川浸水想定区域図（支川を含む参考図）（平成15年4月、府が公表）
石川だけでなく、石川の支川（大阪府管理河川）の外水氾濫も考慮した浸水区域と浸水深を示した図であり、aと同様に概ね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量77.7mm）を想定して作成されている。
 - c 西除川浸水想定区域図（参考図）
 - イ 市の対応
 - (ア) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保
 - a 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、ハザードマップ等により、市民に周知するよう努める。
 - a) 洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法
 - b) 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - c) 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設にあっては、これらの名称、

所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

- b 上記 a により、市地域防災計画に名称、所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

(3) 地下空間浸水災害対策の強化

浸水が発生した場合は、地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

ア 情報の提供

地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。

イ 避難体制の整備

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

(4) 下水道の整備

市街地における浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

(5) 農地防災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

ア 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

イ 水防ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、水防ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、慣行権者と協議の上改修補強工事を実施する。

ウ 滝畑ダム

洪水調節により農地の冠水被害を防止するため、滝畑ダムを適正に運用する。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 河川改修

時間雨量50mmに対応する施設整備を行う。

イ 排水路整備・用悪水路改良

浸水対策として、市内一円に水路及び管渠の整備を行う。また、用悪水路の改良を推進する。

ウ ため池対策

毎年6月にため池調査を行い、漏水、施設の老朽化、草刈り等の維持管理が良好に行われているかを府と一体となって調査し、管理者へ結果を通知している。大雨によるほか、地震による破堤被害も考えられることから、今後も維持管理並びに予防対策の啓発を推進する。

(ア) 気象情報（大雨情報）におけるため池管理者への減水対策の実施

(イ) ため池の防火用水としての確保

(ウ) ため池の耐震設計の検討

危険度に応じて、慣行水利権者・ため池管理者に対する要改修の啓発に努め、改修率100%をめざす。

(2) 今後整備すべき事項

ア 河川改修

時間雨量50mm以上に対応する施設整備を行う。

イ ため池対策

順次計画的に老朽化のため池について慣行水利権者と協議のうえ、整備を推進する。

また、利用されなくなったため池については、災害の発生の原因とならないような方策（堤体の除去、埋立等）を講じる。

第7 土砂災害予防対策の推進

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、土砂災害を防止するため危険箇所の実態を調査し的確に把握するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等が実施できるように、あらかじめその体制を整備しておく。

関係法令：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、砂防法、宅地造成等規制法、森林法、建築基準法、地震防災対策特別措置法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

2 達成目標

次の対策を実施し、土砂災害による死者ゼロをめざす。

- (1) 土砂災害危険区域について対策事業による施工を実施する。
- (2) 防災のための住宅移転促進事業等の制度を適用する。
- (3) 気象情報に基づいた迅速な避難体制を整える。

3 実施担当組織

危機管理室 企画総務部	災害に関する情報収集伝達、避難の指示・勧告、警戒避難体制の整備
都市建設部	宅地造成事業の予防対策、災害危険区域の把握、対策事業の推進
環境経済部	山地災害危険地区の把握、治山事業の推進
市民・事業所	危険区域の周知、警戒避難体制整備の協力

4 現況

(1) 急傾斜地崩壊危険区域（箇所）の現況

「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により、抽出された急傾斜地崩壊危険箇所は平成15年6月末現在、急傾斜地崩壊危険箇所 が64箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 が113箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 が28箇所の合計205箇所ある。

そのうち、本市には、急傾斜地の崩壊により災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき、府が指定した急傾斜地崩壊危険区域が10箇所ある。

さらに、建築基準法第39条に基づき、大阪府建築基準法施行条例第3条により急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域以外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として知事が指定する。本市の災害危険区域は、10箇所あり、これらは全て急傾斜地崩壊危険区域である。

* 資料9-4 土砂災害用語の定義

* 資料9-6 土砂災害危険箇所等一覧

(2) 地すべり危険箇所の現況

本市では、地すべり等防止法第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため国土交通大臣（農林水産大臣）が指定した地すべり防止区域は、平成15年6月末現在

未指定である。

また、法指定ではないが、「地すべり危険箇所調査要領」（平成8年10月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づき、抽出された地すべり危険箇所は平成15年6月末現在15箇所である。

(3) 土石流危険渓流の現況

本市には「土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（案）（平成11年4月、建設省河川局砂防部）」により、抽出された土石流危険渓流は、平成15年6月末現在、土石流危険渓流が55渓流、土石流危険渓流が120渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流が45渓流の合計220渓流ある。

(4) 山地災害危険地区の現況

「山地災害危険区域調査要領」（林野庁18林整治第520号（平成18年7月3日付））に基づき実施した調査の結果、本市においては平成20年4月1日現在「山腹崩壊危険地区」が99地区、「崩壊土砂流出危険地区」が102地区の合計201地区ある。

(5) 宅地造成工事規制区域の現況

府及び関係機関は、人口増加による丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い土砂災害が生じるおそれのある著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域として指定を行い、がけ崩れや土砂の流出等の防止を図っている。本市では、4,365haの区域が指定されている（平成16年4月1日現在）。

(6) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現況

本市では、土砂災害防止法第6条及び第8条に基づき、大阪府知事が指定した区域は、81箇所（急傾斜地の崩壊）ある（平成20年3月25日現在）。

(7) 警戒避難体制の現況

ア 情報の収集伝達体制

(ア) 気象情報・災害情報の収集

- a 府防災情報システム
- b 府危機管理室（無線及びファクシミリ）
- c NTT西日本（有線）
- d 土砂災害110番（ファクシミリ及び音声録音機能、インターネット（市ホームページ））

(イ) 水防に関する情報

- a 常時監視体制
常時巡視員が巡視し、水防管理者に報告する。府管理河川については、水防管理者は、富田林土木事務所に連絡し、必要な措置を求める。
- b 非常警戒
水防管理者は、既往被害箇所、その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常があれば、富田林土木事務所、南河内地域防災監、南河内農と緑の総合事務所に報告する。

(ウ) 避難勧告等の伝達

- a 避難準備情報（災害時要援護者避難）の伝達
 - ・広い範囲の場合：テレビ、ラジオ、広報車等
 - ・狭い範囲の場合：携帯拡声器放送、広報車等
 - ・サイレンによる伝達
 - ・必要に応じて上記を併用する
- b 避難勧告の伝達
避難準備情報に同じ。ただし必要に応じて戸別に口頭にて伝達する。
- c 避難指示の伝達
 - ・携帯拡声器による伝達
 - ・口頭による伝達
 - ・サイレンによる伝達

(I) 避難所の整備

避難所が2kmを超え、代替避難所のない地区として、石見川、小深、太井、鳩原、流谷、加賀田、唐久谷があげられる。

イ 土砂災害危険箇所及び危険区域の周知について

土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所については、現地看板を設置して周知に努めている。

* 資料8-1 避難場所一覧

* 資料9-4 土砂災害用語の定義

5 手法

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は急傾斜地法に基づき規制し、保全（知事の許可要）を図るとともに、居住建物については建築基準法に基づき建築制限を行う。

イ 対策事業の実施

府は、急傾斜地崩壊危険区域での崩壊対策工事の進捗を図るとともに、危険箇所においても危険度が高く、急傾斜地崩壊危険区域指定の可能な箇所から対策工事を順次実施している。

ウ 防災のための住宅移転の実施

「がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省）」と「防災のための集団移転促進事業（内閣府）」の2つの制度の適用を行う。

エ 市管理危険箇所の対策（緑地等）

オ その他急傾斜地安全対策

(2) 地すべり対策

ア 行為の制限

関係機関は、地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長、若しくは誘発する原因となる行為は、地すべり等防止法第18条に基づき行為の制限を行う。

イ 対策事業の実施

近畿地方整備局及び府は、地すべり防止区域での地すべり対策工事の進捗を図るとともに、危険箇所においても危険度が高く、地すべり防止区域指定の可能な箇所から対策工事を順次実施している。

(3) 土石流対策（砂防）

府では、昭和57年8月10日付建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に沿って、従来の土石流危険渓流に対する防災対策を進めている。

さらに、平成元年10月9日付建設省事務連絡「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領（案）について」に沿って、平成2年度より土石流危険渓流の調査を行い、調査結果に基づき、各渓流ごとに土石流防止対策を図っていく。

(4) 山地災害対策

国・府は森林法により森林の維持造成を通じ、山地災害の未然防止に努める。

(5) 宅地造成工事規制区域内での規制内容

宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事に関する工事について、造成主は工事着手前に知事の許可を受けなければならない。府では工事の許可申請があった場合は、法律で定める技術基準に適合しているかを審査し、適合している場合は許可される。また、工事完了後の検査も実施される。

(6) 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

イ 指定区域内での開発規制

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

ウ 警戒避難体制等

(ア) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

(イ) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

(ウ) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

(7) 警戒避難体制の整備

ア 避難体制の整備

関係住民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

(ア) 危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、図面表示等を含む形での地区別の防災に関する総合的な資料（地区別防災カルテ）の活用を図るとともに、危険区域及び危険箇所における看板等の設置の推進、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知する。

(イ) 自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう関係住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

(ウ) 警報装置等の整備

雨量観測に必要な雨量計（簡易雨量計）を設置するとともに、区域内の住民の避難が円滑に行われるよう警報装置、防災行政無線同報系を整備する。

(エ) 予警報及び避難命令の伝達体制の確立

警戒避難基準雨量に基づいて、予警報及び避難命令を迅速かつ的確に地元住民に伝達できるよう、体制を確立する。

イ 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施し、当該危険区域についての的確に把握するものとする。

ウ 情報収集及び伝達体制の整備

土砂災害情報相互通報システムによって、気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所周辺に災害時要援護者の自主避難が困難な者の施設がある場合における情報伝達にも十分配慮する。

エ 避難路等の整備

(ア) 地区別防災カルテ等により、危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数、災害時要援護者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難路、避難地、避難所を選定するとともに、関係住民に周知する。

(イ) 避難路、避難地、避難所の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ・がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと
- ・洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと
- ・危険区域の人家からできるだけ近距離にあること

オ 防災知識の普及

関係住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 土砂災害対策事業の実施

土砂災害危険区域（箇所）について、対策事業実施の優先順位を検討し、50%以上の整備率達成をめざす。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

急傾斜地崩壊危険区域での既存不適格住宅について移転指導を行う。

ウ 避難警戒体制の整備

(ア) 危険区域（箇所）の周知

土砂災害危険区域（箇所）について、現地看板をすべて設置する。また、地区別防災カルテ等の公開により危険区域（箇所）の周知を行う。

(イ) 警報装置等の整備

府は、約2km間隔でのテレメータ雨量計を配置し、雨量監視を行う。

監視局：富田林土木事務所、河内長野市役所

観測局（基）：千代田、赤峰、天野、加賀田、美加の台、大師、西高、鳩原、岩瀬、石見川、天見、岩湧寺、金胎寺山（富田林市）、小吹（千早赤阪村）

(ウ) 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検並びに防災訓練の実施

(エ) 避難所の整備

避難所が2kmを超え、代替避難所のない7地区について避難所の整備を図る。

(オ) 警戒避難基準の検討

各地区の住民への警戒・避難勧告の基準となる雨量を定めるよう、降雨と土砂災害の関連データを収集する。

エ 間伐材対策

間伐材の流出は、鉄砲水の原因等となりうることから、間伐材の持ち出し及び枝打ちの清掃等に努める。

また、伐採後の植林を早急に行うよう指導する。

(2) 今後整備すべき事項

ア 土砂災害対策事業の実施

土砂災害危険区域（箇所）について、整備を完了する。

第8 危険物等災害予防対策の推進

1 果たすべき責任

市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。危険物施設の管理者は、関係法令を遵守する。

関係法令：消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 等

2 達成目標

危険物に起因する災害等を防除し、市民の安全を確保する。

3 実施担当組織

消防本部	危険物に係る施設の把握、防災指導
------	------------------

4 現況

危険物等施設は次の5つに分けられる。このうち、市の規制する施設は、危険物に係る施設である。

- ・危険物に係る施設
- ・高圧ガスに係る施設
- ・火薬類に係る施設
- ・毒物劇物に係る施設
- ・放射性同位元素に係る施設

* 資料7-5 地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）

5 手法

(1) 危険物災害予防対策

ア 規制

- (ア) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (イ) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (ウ) 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

イ 指導

- (ア) 予防規定の策定を指導する。
- (イ) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (ウ) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (エ) 災害時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する。

ウ 自主保安体制の確立

- (ア) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化の推進、活動要領の策定など自主的な防災体制の確立について指導する。
- (イ) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

エ 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

(2) 高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

(3) 火薬類災害予防対策

関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

(4) 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

(5) 放射性同位元素に係る災害予防対策

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第16条に規定する放射性同位元素の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画の原子力災害対策（総則、原子力災害予防対策、原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 日頃の震災対策を含めた、きめ細かい危険物対策の指導を推進する。

第2節 災害に強い人づくり

第1 自主防災体制の整備（支援）

1 果たすべき責任

地震等の大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに十分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民自らによる人命救助をはじめとした防災活動が必要となる。

したがって、市及び関係機関は、平素から地域単位又は職場単位で自主的な防災組織の育成、支援を行う。また、市民・事業所は、自主防災組織の確立と活動の維持を行う。

2 達成目標

すべての市民・事業所が、自主防災組織を作り、平常時から必要な活動を行う。

3 実施担当組織

危機管理室 消防本部	自主防災組織の育成、支援
市民・事業所	自主防災組織の確立、活動

4 現況

本市では、自治会等の単位ごとに、いくつかの自主防災組織が結成され自主的活動を行っている。

*要綱1 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

5 手法

(1) 市民の自主防災組織

ア 組織

自治会、地区会等を活用し、防災担当員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

イ 構成

本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等をおく。

ウ 活動内容

(ア) 平常時の活動

- a 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- b 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- c 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災用資機材や備蓄品の管理など）
- d 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(イ) 災害時の活動

- a 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への支援など）
- b 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護、倒壊家屋等からの救出など）
- c 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- d 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- e 物資分配（物資の運搬、給食、分配など）
- f その他、関係機関の実施する応急活動の協力

エ 推進の方法

(ア) 自主防災組織の必要性の啓発

(1) リーダーの育成

自主防災組織の活動を活発にするためには、その中核となるリーダーの役割が極めて重要であるため、市及び関係機関は、講習会等を実施してリーダーの育成に努める。また、消防の経験者など、防災活動の経験のある者をリーダーとして育成する。

(ウ) 災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の収集・伝達、協力要請について指導する。

(イ) 災害時要援護者（障害者、高齢者等）を迅速に避難誘導できるようプライバシーの保護に十分留意しながら地区内の災害時要援護者の住所等を自主防災組織の責任者に周知しておく等、災害時に安全に適切な避難誘導が行えるような体制を整備する。

(オ) 平素から、地域ごとの自主防災組織の設置に努めるとともに、自主防災組織による初期消火活動等を迅速かつ効果的に行うため、資機材（可搬式小型動力ポンプ等）、倉庫等の整備にあたり助成する。

(カ) 防災訓練、応急手当訓練の実施

オ 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

(2) 事業所の自主防災組織

ア 活動

(ア) 平常時の活動

- a 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- b 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- c 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- d 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- e ボランティア活動参加への環境作り
- f 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、地域の自主防災組織との協力）

(イ) 災害時の活動

- a 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者支援など）
- b 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- c 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- d 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- e 二次災害の発生防止措置
- f 施設の避難所利用のためのシステム作り
- g 地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

イ 推進の方法

事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

(ア) 広報紙（誌）などを活用した啓発

(イ) 自衛消防組織の育成（講習会等の開催）

(ウ) 消防法に規定する消防計画、予防規程の作成、届出時の指導・助言

(3) 救助活動の支援

市、府は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動に資するため、平常時から地域に救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練等を実施する。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

市民・事業所は、自主防災組織を組織し、市の防災活動に協力する。また、事業所は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災活動の推進に努める。

市は、自治会等を単位とした自主防災組織の組織化に向けて、次の事項を実施する。

- ア 自治会への防災ビデオ等の貸し出し
- イ 防災アセスメント、地区別防災カルテ等の防災関連調査結果の公表
- ウ 地域防災訓練の実施と評価
- エ 活動資機材の貸与
内容物：ボール、ハンドマイク、人命救助用資機材

(2) 今後整備すべき事項

市は、自主防災組織の活動を活発にするため、次の事項を推進する。

- ア 活動資金の援助
- イ リーダー及び組織員の研修
- ウ 地域の防災イベントの企画、援助
防災訓練、備蓄食糧等の入れ替え、地域親睦のアトラクション等をおこなったイベントの企画、援助を行う。
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

第2 防災意識の高揚

1 果たすべき責任

市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、市民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

市民は、平常時から防災に関する備えを心がける。

2 達成目標

市職員をはじめ、市民、事業所員の全体が日頃から防災訓練を行い、防災に関する知識の習得を図り、災害時に即時に対応できる状態にする。

3 実施担当組織

危機管理室 消防本部	防災訓練の実施等、市民の防災意識の高揚のための対策の推進
教育部	学校教育における防災意識の高揚のための対策の推進
市民・事業所	防災訓練等への参加、防災知識の修得・普及、災害応急対応の準備

4 現況

ハザードマップ作成、地域の防災訓練、出前講座等の実施

5 手法

(1) 防災知識の普及啓発

市民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

ア 普及啓発の内容

(ア) 災害の知識

- a 災害の態様や危険性
- b 各関係機関の防災体制及び講ずる措置
- c 地域の危険場所

- (イ) 災害への備え
 - a 3日分の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄
 - b 非常持ち出し品の準備
 - c 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
 - d 避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
 - e 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
 - f 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
 - g 緊急地震速報等に関する知識
 - (ウ) 災害時の行動
 - a 身の安全の確保方法
 - b 情報の入手方法
 - c 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - d 災害時要援護者への支援
 - e 初期消火、救出救護活動
 - f 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - g 避難生活に関する知識
 - h 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法
 - イ 普及啓発の方法
 - (ア) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、防災マップ、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発及びホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。また、外国語版、点字版の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等が理解できるよう、多様できめ細かな啓発に努める。
 - (イ) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。
 - (ウ) 防災教育啓発施設の整備、活用

市民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設を整備し活用する。
 - (2) 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

 - ア 教育の内容
 - (ア) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
 - (イ) 災害等についての知識
 - (ウ) ボランティアについての知識・体験
 - (I) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法
 - イ 教育の方法
 - (ア) 防災週間等を利用した訓練の実施
 - (イ) 教育用防災副読本、ビデオの活用
 - (ウ) 特別活動等を利用した教育の推進
 - (I) 防災教育啓発施設の利用
- 6 整備すべき事項
- (1) 市民向け防災教育の実施
 - ア 防災シンポジウムの開催等

(2) 小・中学校向け副読本の配布

ア 児童、生徒の防災教育の実施

イ 小・中学校向けの副読本の配布や防災訓練等の充実を行い、災害に対して正しく対応できる防災教育の充実を図る。

第3 調査研究計画

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

2 達成目標

防災力を適格に評価する。

3 実施担当組織

危機管理室 企画総務部 消防本部 都市建設部 環境経済部	災害危険区域の調査、防災対策の研究・調査の実施
市民・事業所	地域の災害危険区域の把握、防災対策の研究・調査の実施

4 現況

「地区別防災カルテ」、「防災アセスメント調査」、「地震被害想定調査」等を行い、市の災害に対する現状を把握し、適切な防災対策を継続的に実施している。

5 手法

(1) 災害危険区域の調査

地震等による二次災害を含んだ崩壊、地すべり、火災等の災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講じるための現況調査及び危険区域の巡視等災害予防上必要な措置に関する調査とする。

ア 事前調査の基準

(ア) 河川の巡視及び災害予防上必要な措置については、水防法の定めるところにより行う。

(イ) 地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域の行為規制その他災害予防上必要な措置については、関係機関と協力し万全を期する。

(ロ) 危険地域、危険物施設、防火対象物の予防査察及び災害予防上必要な措置については、消防法の定めるところにより行う。

(ハ) 上記の他、最新の知見に基づいた防災アセスメント調査等の定期的な実施により、二次災害を含めた災害の危険性のある地域を把握する。

イ 事前調査の方法と災害予防措置

(ア) 水害予防関係

この事項に関しては、「第1節 第6 水害予防対策の推進」による。

(イ) 土砂災害防止関係

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流等土砂災害が予想される地区においては、平常時及び降雨時に巡回し、市民からの連絡、通報と併せて、事前に市民の避難指示等適切な措置をとるよう努める。

なお、詳細は「第1節 第7 土砂災害予防対策の推進」による。

(ロ) 火災防ぎょ体制

木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災防ぎょ体制を確立

する。これに基づき訓練並びに警防活動を特に厳重に実施して、防火に努める。
なお、詳細は「第1節 第3 火災予防対策の推進」による。

(I) その他の災害予防

防災アセスメント調査等により把握された災害の危険性のある地域について災害の防止又は災害を最小限に食い止める対策を検討し、ハード面のみならずソフト面についても有効な対策をとるよう努める。

(2) 防災対策の研究

ア 関係機関との地域防災計画に係わる情報交換

国、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画に係わる情報については、努めて連絡を密にし、防災計画や防災計画に係わる調査研究の情報を交換する。

イ 防災に関する学術刊行物、一般刊行物の収集整理

防災に関する学術刊行物については、随時、収集整理に努める。また、防災に関する一般刊行物についても随時、収集整理に努める。

ウ 本市の防災上問題となる事項の専門的調査研究

本市の防災上問題となる事項については、特に専門的調査研究を実施するように努める。該当事項としては、次のような事項があげられる。また、情報通信分野の技術進歩はめざましいものがあり、その技術の防災行政への活用の検討も進める。

- ・地震
- ・台風
- ・洪水
- ・地すべり、崩壊、土石流
- ・情報通信

エ 災害記録の保存

災害記録は、防災対策の実施や防災アセスメントの見直しを行う際の貴重な資料である。今までの災害記録を体系的に整理しなおし、また、今後の災害記録をどのように記録し、どのような形で保存すればよいか等を検討する。

6 整備すべき事項

- (1) 定期的な災害危険区域の調査の実施
- (2) 継続的な防災対策研究の実施
- (3) 防災対策の適切な評価
- (4) 土木構造物及びため池堤体の耐震設計の研究

第3節 災害への適切な対応

第1 総合的防災体制の整備

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

2 達成目標

災害時に防災体制が確保できる状態にする。

3 実施担当組織

危機管理室 企画総務部	総合的防災体制の整備の実施
危機管理室	防災活動拠点の整備
市民・事業所	自主防災組織の活動

4 現況

- (1) 「災害時職員初動マニュアル」を作成
- (2) 職員防災訓練の定期的な実施

5 手法

(1) 中枢組織体制の整備

市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるように、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

ア 組織体制

(ア) 危機管理室副理事会

市の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

[組織]

危機管理室

室長クラスで各部局からおおむね1名(危機管理室副理事)

(イ) 災害対策本部

市域で中規模又は大規模な災害が発生したとき、震度5弱以上を観測したとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

[組織]

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長、参与

本部長 市長補佐官、企画総務部長、市民文化部長、保健福祉部長、都市建設部長、環境経済部長、消防長・消防団長、教育部長、水道局長、議会事務局長、行政委員会総合事務局長、会計管理者、

(ウ) 現地災害対策本部(現地本部長及び本部長が指名する者)

災害の地域的特性に応じ、災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要があるときは、災害地付近に現地災害対策本部を設置する。

イ 配備体制

(ア) 配備基準

a 事前配備体制

- ・災害発生のおそれがある気象予警報等が発表され、災害の発生が予測される
とき。

- ・石川洪水注意報（風水害編p3-21参照）が発表され、災害の発生が予測される
とき。
 - ・勤務時間内は、次の室の協議により必要と認めるとき。
勤務時間外は、市長補佐官（危機管理担当）が必要と認めるとき。
危機管理室
道路交通室
下水道室
産業政策室
環境政策室
総務室
消防総務室
学校教育室
水道事業室
市民税務室
福祉政策室
 - b 警戒配備体制
 - ・市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測される
とき。
 - a) 大雨警報
 - b) 暴風警報
 - c) 暴風雪警報
 - d) 洪水警報
 - e) 石川洪水警報（風水害編p3-21参照）
 - ・市域で震度4を観測したとき。
 - ・小規模な災害の発生、その他の状況により市長補佐官（危機管理担当）が
必要と認めるとき。
 - c 非常配備体制
 - ・市域に、中規模な災害が発生したとき、あるいは予想される
とき。
 - ・市域で震度5弱以上を観測したとき。
 - ・東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき。
 - ・その他の状況により市長が必要と認めるとき。
 - d 緊急配備体制
 - ・市域で震度6弱以上を観測したとき。
 - ・市域に大規模な災害が発生したとき、もしくは災害が拡大するおそれがあり
非常配備体制では対処できないとき。
 - ・災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
 - ・その他の状況により市長が必要と認めるとき。
- (1) 勤務時間外における動員体制
- a 職員の自主参集
職員は、市域において震度4以上を観測した場合には、(ア)の配備基準に基づ
き、自主参集する。
 - b 緊急配備体制要員の指名
災害発生後、速やかに応急対策を実施できる体制を整えるため、本庁及び所
定の施設に短時間で参集可能な職員を緊急配備体制要員として指名する。
 - c 当直者
当直者は、職員が参集するまでの間、情報の連絡等の任務を行う。
 - * 資料1-2 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震）
 - * 資料1-3 災害対策本部の部及び班の役割分担（地震）
 - * 資料1-4 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（風水害）
 - * 資料1-5 災害対策本部の部及び班の役割分担（風水害）
 - * 資料1-6 災害時の動員表
 - * 資料1-8 緊急配備体制における初期活動（地震）

*資料1-9 災害初期活動（風水害）

(2) 防災中枢機能等の確保、充実

発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

ア 防災中枢施設の整備

災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努める。また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

イ 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食糧等を備蓄する。

(3) 地域防災拠点の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

物資輸送拠点：府立長野高校

活動拠点：防災センター（計画中）

備蓄拠点：各避難所

(4) 装備資機材等の備蓄

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

ア 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

イ 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

ウ データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

(5) 防災訓練の実施

市をはじめ関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、災害時要援護者や女性の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、防災関係機関だけでなく民間事業者との連携のもと行うように努める。また、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

ア 総合的防災訓練の実施

府及び市等は、関係機関及び市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。その際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。実施は、概ね2年に1度とする。

イ 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

ウ 関係機関の訓練の実施

市をはじめ関係機関は、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策等にかかる訓練を単独又は共同で実施する。

(6) 人材の育成

市及び関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員等への防災教育を充実するとともに、消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

ア 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を図るため、職員に対し防災教育を実施する。

(ア) 教育の方法

- a 講習会、研修会等の実施
- b 見学、現地調査等の実施
- c 防災活動マニュアル等の配付

(イ) 教育の内容

- a 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- b 非常参集の方法
- c 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- d 過去の主な被害事例
- e 防災知識と技術
- f 防災関係法令の適用
- g その他必要な事項

(7) 広域防災体制の整備

平常時から、大規模災害を視野に入れ広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

ア 市町村間災害相互応援協定の整備

他市町村との災害相互応援協定の整備を推進する。

中河内・南河内12市町村災害相互応援協定

橋本市、五條市との応援協定

* 資料12-1 災害相互応援協定（中河内地域・南河内地域9市2町1村）

* 資料12-2 災害時における相互応援協定（橋本市・五條市・河内長野市）

イ 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

(8) 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 中枢組織体制の整備

「災害時職員初動マニュアル」による職員防災訓練の定期的実施

イ 広域防災体制の整備

市町村間災害相互応援協定の締結

(2) 今後整備すべき事項

ア 地域防災拠点の整備

救援活動拠点公園の整備

イ 装備資機材等の備蓄

ウ 人材の育成

第2 情報収集伝達体制の整備

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達共有体制の確立に努める。また、災

害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

2 達成目標

大災害時においても必要な情報が、迅速かつ的確に入手、伝達・共有できる体制を整備する。

3 実施担当組織

危機管理室 消防本部	災害情報収集伝達システムの基盤整備の推進 災害広報体制の整備の推進
企画総務部	災害広報体制の整備の推進
市民・事業所	災害時の通報及び正確な情報の収集伝達

4 現況

- (1) 災害情報収集伝達システムの基盤整備を実施
- (2) 土砂災害情報相互通報システムの整備を実施
- (3) 災害広報体制の整備を実施

5 手法

- (1) 災害情報収集伝達システムの基盤整備
無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、土砂災害情報相互通報システムの整備と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。
 - ア 防災情報システムの充実
災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、市は観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう情報システムの機能充実に努める。
 - イ 無線通信施設の整備
災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性を考慮して、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。
 - (ア) 市防災行政無線の整備充実
現在のアナログ方式からデジタル方式への移行も含め、より有効な整備充実に検討する。
 - (イ) 消防・救急無線は現行のアナログ方式からデジタル方式に平成28年5月までに移行する。
 - (ウ) 災害時優先電話の指定
 - ウ 情報収集伝達共有体制の強化
被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及びおおさか防災ネットや安心・安全メールによる情報提供その他の多様な伝達手段の確保を図り、関係機関で被害情報を共有するとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。
- (2) 土砂災害情報相互通報システムの整備
土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて、土砂災害関連情報を市民と行政機関が相互通報するシステムを土砂災害情報相互通報システム整備事業によって構築する。
- (3) 災害広報体制の整備
放送事業者、通信事業者等は、災害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。
 - ア 広報責任者の選任
災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任
 - イ 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

ウ 広報文案の事前準備

- (ア) 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
- (イ) 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (エ) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

エ 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保

- (4) 報道機関との協力体制の確保
放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。
- (5) 災害時の広聴体制の整備
市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

- ア 災害情報収集伝達システムの基盤整備
 - (ア) アマチュア無線団体等との協力体制の確立
 - (イ) 通信システム(MCA)の整備
- イ 災害広報体制の整備
災害広報の事前準備
- ウ 高所カメラの整備

消防本部のカメラ映像情報を府と共有、インターネットによる災害対策本部への伝達

(2) 今後整備すべき事項

- ア 消防・救急無線のデジタル化を平成28年5月までに移行
- イ 消防・救急無線の共同化・広域化及び指令業務の共同運用の整備
MCA: Multi Channel Access

第3 消防・救急救助体制の整備

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害による被害を最小限にとどめるため、消防・救急救助体制の整備に努める。市民・事業所は、初期消火に努め、救助に参加する技術を修得する。

2 達成目標

人的・物的被害を極小化する。

3 実施担当組織

消防本部・消防団	災害時の消防・救急救助体制の整備の推進
市民・事業所	災害時の消防・救急救助活動の補助体制の整備

4 現況

「河内長野市消防計画」において、特に地震時の体制を明記し、非常時の体制を整備している。

一方、本市の消防力(平成20年4月現在)を「消防力の整備指針」と比較すると、ポンプ車等の主力機械については、おおむね充足しているが、消防職員・団員については不足している状況である。

* 資料7-1 消防本部・署組織図

* 資料7-2 消防団組織図

* 資料7-3 消防本部・消防署の事務分掌

- * 資料7-6 消防力の現状
- * 資料7-7 消防機関拠点位置図
- * 資料7-9 非常災害時の資機材保管場所
- * 資料7-10 消防相互応援協定締結状況

5 手法

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消防・救急救助体制の一層の充実に努める。

(1) 消防力の充実

ア 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための通信指令設備など、総合的消防力の充実に努める。また、消防庁舎の耐震化に努める。

イ 消防水利の確保

(ア) 大阪府地域防災計画に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利の確保に努める。

(イ) 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓・防火水槽を配置する。

(ウ) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利や、プールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など消防水利の多様化を推進する。

(エ) 遠距離大量送水システムの維持管理など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

ウ 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

エ 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(ア) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

(イ) 消防施設、装備の強化

消防団屯所や消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の強化を図る。

(ウ) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

(エ) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

(2) 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害の発生に備え、大阪府下及び隣接市町村と応援協定を締結しているが、受入れ体制及び緊急消防援助隊に係る体制の運用・整備に努める。

(3) 連携体制の整備

府、河内長野警察、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制など、消防・救急救助活動を円滑に行うための体制整備に努める。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 消防力の充実

消防拠点施設となる防災センターを複合した消防防災拠点施設の整備及び主力機

械の増強・更新並びに人員の充実を図る。

イ 消防水利の充実

消火栓の設置はもとより、防火水槽、耐震性貯水槽、ため池等の整備事業を推進し、消防水利の多様化を図る。

ウ 高度救命救急体制の整備

今後益々増大する救急事案における救命率の向上を図るため、全救急車を高規格救急車に更新するとともに、救命士の養成を図り、高度救命救急体制を確立する。

(2) 今後整備すべき事項

ア 消防組織の充実

複雑、多様化また増加する災害に対応するため、必要となる組織機構を確立する。

第4 災害時医療体制の整備

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら災害時医療体制を整備する。

2 達成目標

災害医療と救急医療の充実を図る。

3 実施担当組織

保健福祉部 消防本部	災害時医療体制の整備
市民・事業所	災害時の医療活動の補助体制の整備

4 現況

- * 資料6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧
- * 資料6-2 市医師会災害時医療救護班編成表
- * 資料6-3 市内歯科医院一覧
- * 資料6-4 主な薬品調達先

5 手法

(1) 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に状況に応じて、被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し、市をはじめ府下の全ての医療機関が最大限の活動を実施する。

ア 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(ア) 活動及び活動場所の分類

次の2種類の活動及び活動場所に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

a 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

b 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

(イ) 考え方

- a 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置付け、医療救護班・物資の供給を

行う。

b 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

イ 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(ア) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(イ) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(ウ) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(エ) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

(2) 医療機関の稼働状況の把握

医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

ア 連絡体制の整備

(ア) 市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方針・役割分担等を定める。

(イ) 市は、情報収集、伝達手段がマヒした場合にも災害に関する保健医療情報の収集ができるように、災害医療情報連絡員を指名する。

イ その他

市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(3) 現地医療体制の整備

ア 医療救護班の整備

市は、災害時に医療関係機関と協力して医療救護班を編成し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の負傷者等が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制の整備を図る。また、医療救護班の派遣について、ドクターカーをはじめドクターヘリの活用を含め、搬送体制を平常時から整備する。

(ア) 医療救護班の種類と構成

市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を編成する。

市医師会及び医療関係機関の医療救護班の構成及び編成は適宜行うものとするが原則として医師2名、看護師4名、薬剤師1名、事務職員1名の計8名で1班を構成し、3班編成で災害の規模等の状況に応じて増班する。

a 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性をもった、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

b 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

c 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

d 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

e 看護師班

市内の医療関係機関及び看護協会に属する看護師の応援を得て、それぞれの

班で活動を行う。

- イ 医療救護受入窓口の整備
市は、医療救護班の派遣などがスムーズに達成できるように、受入窓口を保健センターに設置する。
 - ウ 救護所（応急救護所、医療救護所）の設置場所
救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。
 - (ア) 集中して負傷者が出る地域
 - (イ) 学校の医務室
 - (ウ) 避難所
 - (エ) 市関係外部施設
 - (オ) その他救護所の設置が必要な場所
- (4) 後方医療体制の整備
- 大災害発生時、大阪南医療センターをはじめとする市域の病院が、負傷者の適切な医療を可能にするため、次の措置を講ずる。
- さらに、府下の災害拠点病院、災害医療協力病院、特定診療医療センターとの連携を図るものとする。
- ア 医療施設の建築物等の耐震診断の推進を図る。
 - イ 医療施設で耐震性に課題のあるものは、当該機関において耐震構造化等について、その対応に努める。
 - ウ 医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置には、転倒・転落防止を行うなど、大震災に耐えられるよう整備を推進する。
 - エ 負傷者が極めて多数の場合、市域の病院等は後方医療活動に徹し、外部支援の医療関係者に救護活動を依頼することが必要になるため、市医師会及び関係機関とあらかじめ調整を図る。
 - オ 大規模災害時には、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、手術・検査・飲料用の水や診察機器等を作動するための電気並びに既入院患者をはじめとする病院関係者への食事等を確保するためのガス等の供給が途絶えることを想定し、これに備える。自家発電装置を有する医療機関にあっても、水冷式であるが故に水道の供給停止とともに使用不可能となるケースもあることから、これを空冷式にするなど実用に適したものにすることが必要がある。
 - カ 全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。
- (5) 医薬品等の確保
- ア 病院等との在庫協定
市医師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについて協力を依頼する。
 - イ 医薬品供給業者との協定
緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。
 - ウ 府の供給体制による確保
市は、府の確保している医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の供給を要請する。
- (ア) 医薬品等の確保体制の整備
- a 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備
備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。
 - ・災害拠点病院等での病院備蓄
 - ・卸業者及び製造業者による流通備蓄
 - ・府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄
 - b 医薬品等の供給体制の整備
日本赤十字社大阪府支部、医療関係機関等と協力し、被災地への迅速かつ的

確な搬送など医薬品等の供給体制を整備する。

(6) 緊急輸送手段の確保

ア 病院付近の道路の整備

災害時における負傷者、医薬品、医療用資器材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急交通路を結ぶ道路及び橋りょうの整備に努めるほか、災害時用臨時ヘリポートとを結ぶ道路の整備に努める。

イ 病院を中心とする道路の取締り等の強化

病院を中心とする主要道路は、警察署の協力を得て、通行妨害等となっている駐車車両を排除して、偶発的災害に備えるとともに、広報等で市民に十分な理解を得るよう努める。

ウ 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

エ 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

オ 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(7) 関係機関との協力体制の確立

ア 地域医療連携の推進

市は、救急医療懇談会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

イ 南河内保健医療協議会への協力を要請する。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 災害時医療救護体制マニュアルの作成

イ 早期医療情報収集手段の確立

ウ 医薬品業者との医薬品供給に関する協定締結

第5 緊急輸送体制の整備

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害発生時に消防・救急救助並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

2 達成目標

(1) 緊急交通路の整備・点検を実施する。

(2) 緊急通行車両を指定する。

3 実施担当組織

都市建設部	緊急交通路の選定と整備・点検
危機管理室 企画総務部	緊急輸送手段の確保
市民・事業所	災害時の交通規制に対する協力

4 現況

(1) 陸上輸送体制の整備を実施

(2) 輸送手段を確保

(3) 緊急交通路を指定

* 資料5-1 公用車の保有状況

5 手法

(1) 陸上輸送体制の整備

ア 緊急交通路の選定

災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(ア) 広域緊急交通路（府選定）

a 府県間を連絡する主要な道路

b 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

c 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

(イ) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路

* 資料5-2 緊急交通路路線

イ 緊急交通路の整備

緊急交通路の管理者は、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急交通路網の整備を図る。

ウ 震災時の応急点検体制等の整備

緊急交通路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

エ 緊急交通路の周知

災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

(2) 輸送手段の確保体制

市は、陸上輸送などの輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手段を整備する。

ア 車両などの把握

市は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、府公安委員会（河内長野警察署交通課）に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証の交付を受ける。

(ア) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

a 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。

b 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。

c 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

(イ) 届出済証の返還

次の場合、速やかに河内長野警察署長を経由して届出済証を返還する。

a 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。

b 当該車両が廃車となったとき。

c その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

* 様式12-1 緊急通行車両事前届出書

* 様式12-2 緊急通行車両事前届出済証

(3) 交通規制・管制体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に備えて、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

(4) 災害時用臨時ヘリポート

ア 災害時用臨時ヘリポートの指定

市は、災害時の救助、救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生

かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定、整備を行う。

イ ヘリポートの選定

ヘリポートの選定は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の条件を満たす場所について行う。

(ア) 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)

(イ) 地面斜度6度以内のこと。

(ウ) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

[必要最小限の地積]

大型ヘリコプター... 100m四方の地積

中型ヘリコプター... 50m四方の地積

小型ヘリコプター... 30m四方の地積

(E) 二方向以上からの離着陸が可能であること

(オ) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。

(カ) 車両等の進入路があること。

(キ) 林野火災における空中消火基地の場合

a 水利、水源に近いこと。

b 複数の駐機が可能なこと。

c 補給基地が設けられること。

d 気流が安定していること。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 陸上輸送体制の整備

清水・日野間を接続するふるさと農道の供用開始

国道371号バイパス、大阪河内長野線の整備促進

緊急交通路の整備

イ 輸送手段の確保体制

運送業者との協定の締結

ウ 交通規制・管制の整備

エ 災害時用臨時ヘリポートの整備

(2) 今後整備すべき事項

ア 緊急交通路の整備

第6 避難収容体制の整備

1 果たすべき責任

市は、大規模な地震、市街地大火災、土砂災害、洪水等の災害から人命の安全を確保するため、避難地、避難路、避難所の指定・整備を総合的に推進するとともに、応急救助施設等の整備を行い、計画的な避難対策の推進を行う。

2 達成目標

避難所・避難路は、災害の種類に応じて、次に示す安全性、近接性、収容性、機能性を満足した整備を図る。

安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者を収容する施設は、想定される地震に耐えられること。 ・避難所は土砂災害の危険性がないこと。 ・避難路にあたる道路・橋りょうは、想定される地震に耐えられること。 ・避難所周辺の避難路には非常用夜間誘導灯が設置されていること。
近接性	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所は、避難対象者のいる場所から2km以内にあること。 ・避難所・避難路はすべての避難者が周知していること。

収容性	・避難者を収容する施設は、1.65㎡に1人の割合で中央構造線における想定地震による想定避難所生活者数を収容できること。
機能性	・避難者を収容する施設は、開設・運営のために必要な物資、資機材、備品類等の確保ができていないこと。すなわち、炊き出し機能の確保、食糧・飲料水・生活必需品・必要量の医薬品・その他防災資機材の備蓄又は確保、仮設トイレの整備・災害対策本部との双方向通信施設の設置がなされていること。

3 実施担当組織

危機管理室 企画総務部	避難所・避難路・避難地の調査、選定
教育部 企画総務部 市民文化部 保健福祉部 環境経済部	避難地・避難所に指定された施設の災害時の応急計画の策定
都市建設部	避難地・避難路の整備
環境経済部	避難地・避難所の整備
市民・事業所	避難地・避難所・避難路の整備に対する協力及び周知

4 現況

- (1) 一次避難地4箇所、広域避難地1箇所及び避難所41箇所が指定されている。
- (2) 川上公民館、天見小学校、青少年活動センターは土砂災害に対して危険性があると判断される。
- (3) 避難所が2kmを超え代替避難所のない地区が、石見川、小深、太井、鳩原、流谷、加賀田、唐久谷の7地区ある。
- (4) 避難所や危険箇所等について周知を図るために防災ガイドマップ（土砂・洪水編）を作成し、全戸に配布した。
* 資料8-1 避難場所一覧

5 手法

- (1) 避難地・避難路の選定
 - ア 火災時の避難地、避難路の選定
 - (ア) 一次避難地の選定
火災発生時に市民が一時的に避難できるおおむね1ha以上の空地を選定する。
* 資料8-1 避難場所一覧
 - (イ) 広域避難地の選定
 - a 火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流等に対して避難者の安全を確保できること。特に、周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね10ha以上であること。ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し有効な遮蔽ができる場合は選定する。
 - b 広域避難地の収容可能人数は、避難者一人あたりの必要面積をおおむね1㎡に1人として算定する。共同スペース、緊急物資やゴミの置き場所も考慮する。
 - c 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（aに該当するものを除く。）
 - d 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
 - e 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

- f 一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。
- (ウ) 避難路の選定
 - 広域避難地へ避難するための避難路は、次の基準により選定する。
 - a 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
 - b 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（aに該当するものを除く。）
 - c 看板、自動販売機、ブロック塀等の落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと
 - d 自動車の交通量が比較的少ないこと
 - e 危険物施設等に係わる火災、爆発などの危険性がないこと
 - f 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること
 - g 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること
- イ その他の避難地及び避難路の選定
 - 浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。
 - (ア) 避難地
 - 浸水・土砂災害等の危険性のない場所であり、避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地
 - (イ) 避難路
 - 土砂災害・浸水等により通行不能になるおそれがなく、避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道
 - (2) 避難地、避難路の安全性の向上
 - 市は、関係機関と協力し、一次避難地、広域避難地及び避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。
 - ア 一次避難地
 - (ア) 避難地標識等による市民への周知
 - (イ) 周辺の緑化の促進
 - (ウ) 複数の進入口の整備
 - イ 広域避難地
 - (ア) 避難地標識の設置
 - 避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に標識を設置するとともに、遠方から確認できるよう市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランドマークを設置する。
 - (イ) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
 - (ウ) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
 - (イ) 複数の進入口の整備
 - 進入口が不足しているため避難者が滞留するおそれがある場所については、拡幅、増設を行う。また、緊急物資の搬入についても考慮する。
 - ウ 避難路
 - (ア) 火災に対する安全性の強化
 - a 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため、有効な耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。
 - b 必要な箇所に貯水槽等の消防水利等避難者の安全に必要な施設を整備する。
 - (イ) 耐震性の強化
 - 道路・橋りょうの耐震診断を行い、必要な場合、補強又は付け替えを行う。
 - (ウ) 夜間照明
 - 夜間停電時の避難を想定し、非常用夜間誘導灯の設置を行う。
 - (イ) 落下・倒壊物対策の推進

- (オ) 誘導標識の設置
 - (カ) 段差解消、誘導ブロックの設置等
 - (3) 避難所の選定・整備
 - ア 避難所の選定
 - (ア) 十分な耐震性と防火性を備えていること。
 - (イ) 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
 - (ウ) 浸水・土砂災害等の危険のないこと。
 - (エ) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
 - (オ) 一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。
 - イ 福祉的整備
 - 多人数の避難に供する施設の管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び条例に準拠した「河内長野市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」等に基づき、スロープ等の改善を含め福祉仕様のトイレを設置する（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。これらの改善、設置等が当面困難な場合は、仮設のスロープ、トイレ等に対応するものとする。
 - ウ 収容性の確保
 - 避難所の収容可能人数は、収容可能面積から避難者1人あたりの必要面積をおおむね1.65㎡として算定する。また、共同スペース、緊急物資やゴミの置き場所も整備する。
 - エ 地域の防災拠点
 - 避難所における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、地域の救助救出、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送設備等を整備する。
 - オ 進入口
 - 進入口が不足しているため避難者が滞留するおそれのある避難所については、拡幅、増設を行う。また、緊急物資の搬入についても考慮する。
 - カ 備蓄
 - 避難所に、日常生活用具等備品の整備に努める。ただし、各施設毎の備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう備蓄等管理体制を整備する。
 - キ 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定
 - 府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。
 - ク 避難所の運営管理体制の整備
 - 避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。
 - (ア) 避難所の管理者不在時の開設体制
 - (イ) 避難所を管理するための責任者の派遣
 - (ウ) 災害対策本部との連絡体制
 - (エ) 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- * 資料8-1 避難場所一覧
- (4) 避難誘導體制の整備
 - ア 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
 - イ 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知に努める。
 - ウ 府が示す指針に基づき、市が作成する災害時要援護者支援プランに則して、災害

時要援護者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。また、災害時要援護者支援プランに基づいて、関係者の間での災害時要援護者に関する情報の共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

エ 府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、災害時要援護者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

オ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

(5) 応急危険度判定体制の整備

市民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震等により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

ア 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(ア) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府が実施する応急危険度判定講習会の開催並びに応急危険度判定士の養成及び登録に対して、建築関係団体とともに協力する。

(イ) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(ウ) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

建築関係団体等と協力し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

イ 被災宅地危険度判定体制の整備

(ア) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録

府が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成及び登録に対して協力する。

(イ) 実施体制の整備

被災宅地危険度判定士の受入れ体制など、実施体制の整備に努める。

(6) 応急仮設住宅等の事前準備

ア 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

*資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

(7) 斜面判定制度の活用

土砂災害から市民を守るため、府の斜面判定制度の活用を図る。

ア 実施体制の整備

府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局との連携により、斜面判定制度の実施体制の整備を図る。

イ 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局は、斜面判定士の登録を行う。

ウ 制度の普及啓発

府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局と連携して、市民に制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 避難所の選定

川上公民館、天見小学校、青少年活動センターは、土砂災害に対して危険性があると判断されるため、対策を講じる。

避難所の耐震化については、小・中学校について優先的に地震防災上の改築又は補強を行う。

- イ 市民向け防災ガイドマップ等の作成
浸水想定区域や避難場所を明記した「防災ガイドマップ」を改訂し、全戸に配布する。また、外国人・観光客向けのパンフレットも作成し、対象者に配布する。防災ガイドマップは、避難時の心得や避難所の運営方法など実践的な避難マニュアルをかねたものにする。
 - ウ 備蓄
想定される最大の避難所生活者数に対する食糧、飲料水・生活必需品等を備蓄する。
 - エ 道路・橋りょうの耐震診断
避難路にあたる道路・橋りょうの耐震診断を行う。
- (2) 今後整備すべき事項
- ア 地域コミュニティセンターの整備
学校を長期的に避難所に利用することは必ずしも望ましいことではなく、避難所にも資することができる地域コミュニティセンターを整備する。
 - イ 近接性の確保
すべての避難所を避難対象者のいる場所から 2 km以内に確保する。
 - ウ 機能性の確保
避難生活が長期間にわたる場合を想定し、各避難所に入浴サービスが行える設備を整える。
 - エ 避難路の整備
 - (ア) 避難路の沿道については、避難者を市街地大火災から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
 - (イ) 夜間停電時における避難路の安全確保のため、必要な箇所に非常用夜間誘導灯を整備する。
 - オ 防災資機材の整備
 - (ア) 双方向通信装置
災害対策本部との双方向通信が可能な設備を各避難所に装備する。
 - (イ) 自家発電装置、飲料水兼用耐震性貯水槽
自家発電装置及び飲料水兼用耐震性貯水槽を各避難所に設置する。
 - カ 備蓄
救助物資、医療品等を各避難所に備蓄する。
また、各避難所には仮設トイレの設置を行う。

第7 緊急物資確保体制の整備

1 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害による家屋の滅失、損壊等により飲料水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。市民・事業所は、災害発生直後の飲料水、食糧、生活必需品の確保を自ら図っておく。

2 達成目標

(1) 給水体制の整備

3リットル/人日 × 3日間 × 約12万人 = 約1080m³

(2) 食糧・生活必需品の確保

アルファ化米・乾パン等 1食分 × 約14,000人* = 約14,000食分

高齢者用食 1食分 × 約14,000人 × 0.02 = 約 280食分

粉ミルク・哺乳瓶 1日分 × 約14,000人 × 0.015 × 0.7 = 約 147人分

毛布 約14,000人 × 0.3 = 約 4,200人分

おむつ 5個 / 1日分 × 約14,000人 × 0.03 = 約 2,100個

生理用品 5個 / 1日分 × 約14,000人 × 0.65 × 0.51 = 約23,205個

簡易トイレ 1基 / 100人 × 約14,000人 = 140基分

なお、市民は、各世帯3日分の備蓄を行う。

* : 市域の最大避難所生活者数 (「河内長野市地震被害想定調査」より)

3 実施担当組織

環境経済部	食糧・生活必需品の供給体制の確保
水道局	応急給水体制の確保
市民・事業所	災害時自主的備蓄の確保

4 現況

(1) 給水体制の整備

応急給水に関し、市内を4ブロックに分けた体制を整備している。また、ボトル水を確保している。

* 資料10-1 緊急給水拠点整備図

* 資料10-2 水道災害備品備蓄状況

(2) 食糧・生活必需品の確保

避難所に分散備蓄化を図る。必要に応じて府の備蓄及び2日目以降は流通在庫備蓄により必要量を確保する。

* 資料10-3 市備蓄状況及び備蓄目標

* 資料10-4 大阪府災害用備蓄食糧等一覧

* 資料10-5 大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧

* 資料12-4 災害時における物品の供給協力に関する協定書雛形 (物品関係)

* 資料12-5 「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に関する連絡先

5 手法

(1) 給水体制の整備

市は、府と協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

ア 給水拠点の管理 (配水池 (緊急遮断弁等含む) の管理、仮設給水設備の設置等)

イ 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、調達及びその情報交換等の体制の整備

ウ ボトル水の備蓄、緊急遮断弁の整備

エ 応急給水マニュアルの整備

オ 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府水道震災対策中央本部体制のもとに整備する。

カ 応急給水量及び運搬距離

応急給水量は、日時の経過とともに増加させていく。それに伴って水の運搬に伴う負担が増加しないように運搬距離を短くしていく。

	はじめの3日間	4～7日目	8～14日目	15～21日目	22～28日目	29日目以降
応急給水量 原単位	3 リットル/人日	3～20 リットル/人日	20～100 リットル/人日	100～250 リットル/人日	250 リットル/人日	通水
運搬距離 給水場所	避難所	避難所 給水拠点	250m程度 (近くの公園)	100m程度 (最寄りの交差点)	10m程度 (全面道路)	各戸 通水

キ 湯水時における対応

湯水時においても市民の生活に著しい支障を及ぼすことがない程度の給水を確保し、水の公平な配分を図る。

ク 市と府は災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、普段から井戸の設置状況や水質の把握に努め、災害時協力井戸の登録を推進し、生活用水の確保を図る。

(2) 食糧・生活必需品の確保

市は、府と協力して、食糧・生活必需品の確保に努める。

ア 重要物資の備蓄

(ア) アルファ化米、乾パンなど

市及び府は、それぞれを要給食者の1食分を備蓄する。

(イ) 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市及び府は、それぞれ高齢者用食1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

(ウ) 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府はその他の避難者の必要量を備蓄する。

(エ) 衛生用品(おむつ、生理用品等)

市及び府は、それぞれ1日分を備蓄する。

(オ) 簡易トイレ

市は避難者100人に1基を備蓄、府は組立式を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保する。

イ その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

(ア) 精米、即席麺などの主食

(イ) 野菜、漬物、菓子類などの副食

(ウ) 被服(肌着等)

(エ) 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)

(オ) 光熱用品(エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)

(カ) 日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)

(キ) 医薬品等(常備薬、救急セット)

(ク) 災害時要援護者用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)

(ケ) 棺桶、遺体袋など

ウ 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

(ア) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

(イ) 備蓄物資の点検及び更新

(ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施

(エ) 供給体制の整備

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 給水体制の整備

(ア) 応急給水資機材の確保

a 給水タンク車、非常用飲料水袋、ポリ容器、パック水等の整備

b 仮設給水設備の整備

(イ) 応急給水マニュアルの整備

(ウ) 相互応援体制の整備(大阪あんしん水道計画による)

(エ) 応援受入拠点の整備

(オ) 復旧資機材の備蓄

a 応急復旧資機材の整備

b 応急復旧用車両(ダンプ等)の整備

c 関係団体の応急復旧資機材の相互応援

(カ) 防災訓練の実施

イ 市有備蓄倉庫の整備

大災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備

ウ 各民間業者との流通備蓄の協定締結

(2) 今後整備すべき事項

ア 小学校区単位での備蓄倉庫の整備

市内の小中学校については分散備蓄済みのため、小学校以外の避難所での備蓄倉庫を整備する。

第8 ボランティアの活動環境の整備

1 果たすべき責任

市及び市社会福祉協議会並びに関係機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

2 達成目標

- (1) 受入窓口の整備
- (2) ボランティア事前登録体制の確立
- (3) 人材の育成体制の確立
- (4) 活動支援体制の整備

3 実施担当組織

企画総務部	災害時ボランティア活動環境の整備
市社会福祉協議会	
市民・事業所	災害時ボランティア活動環境の整備への協力

4 現況

本市では福祉等のボランティアの活動が行われている。

5 手法

- (1) 受入窓口の整備
災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口について、整備を行う。
- (2) 事前登録
災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前に登録を促進する。
- (3) 人材の育成
各関係機関は相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (4) 活動支援体制の整備
災害時に、ボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあつせん若しくは提供できるように、あらかじめ計画する。

6 整備すべき事項

- (1) 早急に整備すべき事項
 - ア 防災ボランティア担当部署の整備
 - イ 制度の確立
 - ・ボランティア登録制度
 - ・ボランティア保険制度

第9 災害時要援護者対策

1 果たすべき責任

高齢者、障害者、妊婦、児童、傷病者、外国人等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、「災害時要援護者」といえる。そのため、市及び関係機関は、災害時要援護者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

2 達成目標

災害時要援護者を考慮した予防対策を実施し、南海トラフにおける地震の災害時要援護者の死者をゼロにする。健常者は災害時要援護者に対し、最大の援助を行う。また、都市直下型地震において災害時要援護者の死者を最小限にする。

3 実施担当組織

保健福祉部 市社会福祉協議会 危機管理室	各災害時要援護者対策の実施
市民・事業所	家庭・職場での災害時の災害時要援護者対策の推進

4 現況

関係機関を通じて、災害時要援護者の把握と生活支援を推進している。

5 手法

(1) 福祉のまちづくり

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連絡に努める。あわせて、災害時要援護者の積極的な社会参加を促進し、だれもが住みよいまちづくりをすすめるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」並びに同条例に準拠した「河内長野市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」等に基づき、公共施設及び民間施設の不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園等の整備・改善を推進する。

また、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

(2) 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設における入所者や通所者の安全を確保するため、日頃から施設の改善や災害時の対応等について防災上安全な対策を講ずる。

ア 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

イ 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように各施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。また、訓練により、防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

ウ 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

エ 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

オ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(3) 在宅の災害時要援護者への対策

ア 対象者の範囲

防災上対象となるのは、要援護高齢者、障害者等とし、必要に応じて、高齢者、乳幼児、傷病者等の自力で日常生活を営むことや避難することが困難な人もこれに準じるものとする。

イ 災害時要援護者の把握

災害発生時における災害時要援護者の安否確認や保健活動などのため、あらかじめ介護支援のための名簿を作成し、対象者の状況把握を行うものとする。市役所各課においては、それぞれの所管業務遂行上の必要から対象者名簿を保管しているが、これらの対象者名簿は、プライバシー保護の立場からその管理に注意する。

ウ 防災についての指導・啓発

広報等により災害時要援護者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

(ア) 災害時要援護者及びその家族に対する指導

- a 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- b 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- c 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(イ) 地域住民に対する指導

- a 自治会等において、地域住民の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- b 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- c 地域防災訓練等に災害時要援護者及びその家族が参加するよう働きかける。

エ 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障害者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備をすすめる。

オ 安全機器の普及促進

防災上、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の防災機器の普及を促進する。

(4) 外国人等への対策

前記以外の災害時要援護者としては、外国人、旅行者等が考えられる。外国人は、言葉に不自由なことや地理に不案内なことにより、また旅行者は地理に不案内なことにより、災害時要援護者に位置付けられる。

これらの人々に対しては、災害時要援護者として安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

ア 災害関連情報の外国人等への広報

宿泊施設等への防災関連情報の広報手段（ポスター、パンフレット等）を検討する。

イ 誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる条件整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動、防災訓練等において、外国語でも実施すること並びに道路標示、避難場所表示等もローマ字併記とすることを検討していく。

ウ 地域でのバックアップ体制の形成

以上の対策を推進するため、関係機関は情報交換を行い、災害時要援護者対策を実施する。

6 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア 災害時要援護者の把握、マップ作成等支援プランの作成

- イ 災害時要援護者への巡回によるコミュニケーションづくり
- ウ 避難所運営マニュアルの作成
- エ 安全スペースの確保や家具の転倒防止策の手助け

第4節 第三次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づき府が策定した第三次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき大阪府と連携協力して、事業の推進に努める。

- 1 対象地区
市内全域
- 2 計画の初年度
平成18年度
- 3 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設又はヘリポート
 - (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (10) 公立の養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
 - (12) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - (13) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - (14) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - (15) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - (16) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - (17) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
 - (19) (1)～(18)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第5節 帰宅困難者対策

大規模地震等により交通機能が停止した場合、市内の駅等において、帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、市は公共交通機関と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について、検討する。